使用開始日 2025年10月18日

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型) 円コース/ユーロコース

追加型投信/海外/債券

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース/ユーロコースの募集については、委託会社は、 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月17日に 関東財務局長に提出しており、2025年10月18日にその届出の効力が発生しております。

> 本店の所在の場所 有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所

発 行 者 名 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 塩川 克史 東京都中央区京橋二丁目2番1号

該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。



- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて 投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目	ť	欠	1
第-	一部	【証券情報】	2
	(1))【ファンドの名称】	2
	(2))【内国投資信託受益証券の形態等】	2
	(3))【発行(売出)価額の総額】	2
	(4))【発行(売出)価格】	2
	(5))【申込手数料】	3
	(6))【申込単位】	3
	(7))【申込期間】	3
	(8))【申込取扱場所】	3
	(9))【払込期日】	3
	(1	0)【払込取扱場所】	
	(1	1)【振替機関に関する事項】	4
	(1	2) 【その他】	4
		【ファンド情報】	
		【ファンドの状況】	
į		【管理及び運営】	
į		【ファンドの経理状況】	
		【内国投資信託受益証券事務の概要】	
第三	三部	【委託会社等の情報】	
É	第 1	【委託会社等の概況】	32

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

(以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。 また、それぞれを「円コース」、「ユーロコース」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の 適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条 に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替 口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録され ることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBI岡三アセット マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受 益証券を発行しません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85%(税抜 3.5%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、 無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。 ※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。
- ◆ 各ファンド、「欧州ハイ・イールド債券オープン(1 年決算型)円コース」、「欧州ハイ・イールド 債券オープン(1 年決算型)ユーロコース」間でのスイッチング(乗換え)が可能です。スイッチ ングにより、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を 受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(7)【申込期間】

2025年10月18日から2026年4月17日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(9)【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金(申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。)を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき、金 5,000 億円を限度として信託金を追加 することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および 属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

	の同時の次で同時のなり、	9. / 0/
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
である。	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産
	とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質
	的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質
	的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表 (ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。) <円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファン	あり
ー ー般 公債	年 6 回 (隔月)	欧州	F	(フルヘッジ)
社債		アジア		
その他債券 クレジット属性	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		なし
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ・	
その他資産 (投資信託証券(債券))	()	中近東(中東)	ファンズ	
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

- ※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性 区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資 対象資産(収益の源泉)である「債券」とは分類・区分が異なります。
- ※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主と
(投資信託証券	して債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
(債券))	
年 12 回 (毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載が
	あるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の
	資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ
ブ・ファンズ	ンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為
	替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

<ユーロコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファン	あり
一般 公債	年 6 回 (隔月)	欧州	ド	()
社債 その他債券	年12回	アジア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
(投資信託証券(債券))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

- ※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性 区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資 対象資産(収益の源泉)である「債券」とは分類・区分が異なります。
- ※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主と
(投資信託証券	して債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
(債券))	
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載が
	あるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の
	資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ
ブ・ファンズ	ンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があ
	るもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

〈ファンドの特色〉には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を 合わせて説明している部分があります。

■ファンドの特色

1 ファンドには、以下の4本のコースがあります(以下、「各ファンド」といいます。)。

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース 欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース 欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース 欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース

2 各ファンドは、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に ユーロ建て高利回り社債(以下、「ハイ・イールド債券」といいます。) 等に投資します。

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース

- DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円) ユーロ建て資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 <運用会社>DWSインベストメントGmbH
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース

- DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(ユーロ) ユーロ建て資産については、為替ヘッジを行いません。 <運用会社>DWSインベストメントGmbH
- マネー・リクイディティ・マザーファンド



DWSインベストメントGmbHについて

DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。 グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れ た運用成果の実現を目指します。 3 各ファンドは、DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円)、DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド (ユーロ)の組入比率を高位に保つことを基本とします。

「DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド」の特色

- ●主に欧州諸国のユーロ建てのハイ・イールド債券等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。
- 投資対象には、ユーロ圏以外の国・地域の企業が発行する債券等も含まれます。
- ユーロ建て以外の資産へ投資を行う場合は、当該ユーロ以外の通貨売り、ユーロ買いの為替取引を行うことを原則とします。

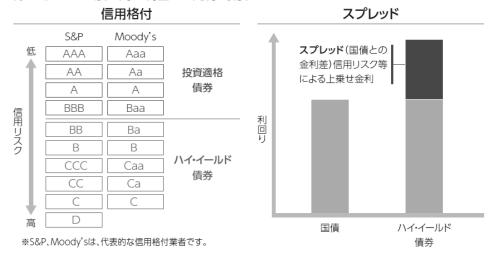
なお、投資する投資信託証券は見直される場合があり、この場合、組入れている投資信 託証券が変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ハイ・イールド(High=高い・Yield=利回り)債券とは

一般に、信用格付が低い(BB格相当以下(S&P社表記))社債を指します。 投資適格債券と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等、信用リスクが高くなります。一方、信用リスクが高い反面、満期償還までの期間が同じ投資適格債券と比べて、一般に高い利回りで発行・取引されています。



信用度の変化と債券価格変動のイメージ

一般に、発行体の信用リスクが低減した場合、国債との金利差は縮小し、ハイ・イールド債券の価格上昇要因となります。一方、発行体の信用リスクが増大した場合、国債との金利差は拡大し、ハイ・イールド債券の価格下落要因となります。



●分配方針

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース

毎年1月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

(各ファンド共通事項)

- ●分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ●分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- ※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、 ファンドの純資産から支払われます。分配金が 支払われると、その金額相当分、ファンドの純資 産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

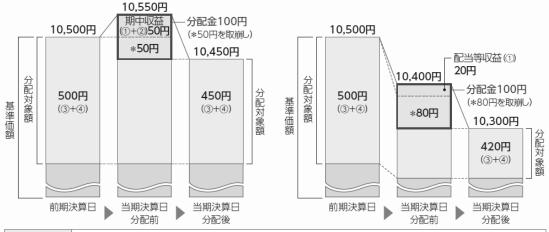


●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に 留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てる ことができます。

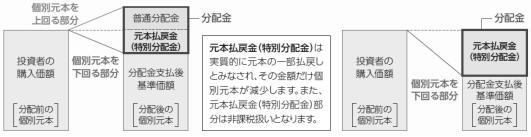
山 収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないように するために設けられたものです。

- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上 がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(2)【ファンドの沿革】

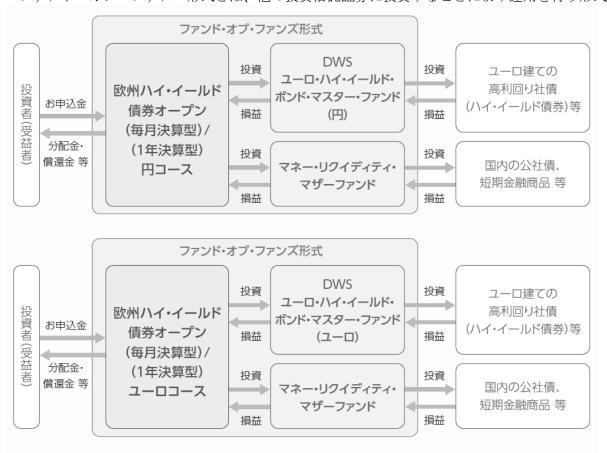
2011 年 1 月 28 日 投資信託契約締結、設定、運用開始 2020 年 4 月 18 日 信託期間の終了日を 2021 年 1 月 18 日から 2031 年 1 月 17 日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

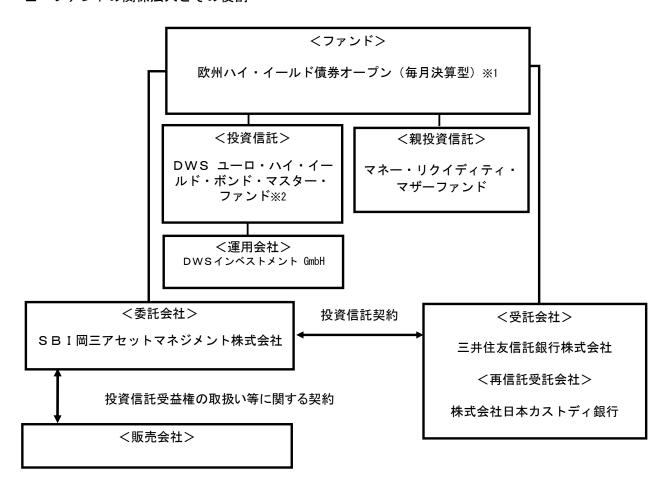
〈ファンド・オブ・ファンズの仕組み〉には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が 異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。 ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



- ※ファンドの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- ※各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認く ださい。

■ ファンドの関係法人とその役割



(注)上記※1、※2については、ファンドごとに以下のとおりに読み替えます。

※ 1	円コース	ユーロコース
※ 2	(円)	(ユーロ)

関係法人	役割	
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算(基	
	準価額の計算)、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書	
	(交付目論見書)、投資信託説明書 (請求目論見書) および運用報告書の作	
	成・交付等を行います。	
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図	
	に基づく投資信託財産の処分等を行います。	
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。	
投資対象とする投資	投資対象とする投資信託の運用を行います。	
信託の運用会社		
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基	
	づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説	
	明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買	
	取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行いま	
	す。	

■ 委託会社の概況(2025年9月11日現在)

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日 「日本投信委託株式会社」設立

2008年4月1日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジ

メント株式会社」に変更

2023年7月1日 商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBIグローバルアセットマネジメント株	東京都港区六本木一丁目6番1号	577, 400 株	51.0%
式会社			
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17番6号	554,701 株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として別に定める投資信託証券*への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債(「ハイ・イールド債券」といいます。)等およびわが国の公社債、短期金融商品へ投資を行います。

※別に定める投資信託証券とは以下のものをいいます。

①円コース

- ・DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円) (ユーロ建て資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。)
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド
- ②ユーロコース
 - ・DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド (ユーロ) (ユーロ建て資産については、為替ヘッジを行いません。)
 - ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

- ※ DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドは、主に欧州諸国のユーロ 建てのハイ・イールド債券等への投資を通じて、インカム・ゲインの獲得と資産の成長を 目指して運用を行います。ユーロ建て以外のハイ・イールド債券等へ投資を行った場合、 原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。
- ロ. ハイ・イールド債券等に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。 なお、投資する投資信託証券は見直される場合があり、この場合、組入れている投資信託証券が 変更される場合があります。
- ハ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定める ものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ. の証券の性質を有するもの
- ハ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と 社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 二. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ホ. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、ハ. の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻 条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図す ることができます。

イ. 預金

- 口. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資する投資信託証券の概要

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

商品分類	ルクセンブルク籍の契約型投資信託
運用会社	DWSインベストメント GmbH
(投資顧問会社)	
基本方針	主にユーロ建の高利回り社債等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得
	と中長期的なファンド資産の成長を目指します。
主な投資対象	ユーロ建の高利回り社債等
運用方法	①主に欧州諸国のユーロ建のハイ・イールド債券等への投資を通じて、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②ユーロ建以外の資産へ投資を行う場合はユーロで為替ヘッジすることを原則とします。
通貨クラス	(円) ユーロ建資産 (ユーロ建以外の資産については、ユーロで為替ヘッジをすることを原則とします。) について、原則として円で為替ヘッジを行う円建投資信託証券を発行します。 (ユーロ) ユーロ建資産 (ユーロ建以外の資産については、ユーロで為替ヘッジをすることを原則とします。) について対円での為替ヘッジを行わない円建投資信託証券を発行します。
	ユーロ建資産(ユーロ建以外の資産については、ユーロで為替ヘッジをすることを原則と します。)について、上記以外の通貨で為替ヘッジを行う通貨クラスもあります。
投資制限	 ①株式への投資は行いません。 ②投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③資金借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器の製造者またはその主要部品の製造者として特定される発行体は、投資対象から除外されます。その際、発行体の株主資本構成も考慮します。また、一般炭(発電所で発電に使用される石炭)に関して、採掘および発電からその収益の25%以上を得る発行体は、投資対象から除外されます。 ⑤DWS独自の評価方法に基づき、一般炭素拡大計画(採掘、製造または使用など)を有する発行体は、投資対象から除外されます。 *ただし、ファンド投資には適用されず、政府がエネルギー部門における課題の対策として措置を講じた場合など、異例かつ例外的な状況においては、除外基準が一時的に停止する可能性があります。
	毎年12月31日

申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
信託報酬等	運用報酬:実質年率 0.70%以內
	※DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの信託報酬率は年率
	0.90%以内ですが、その内、年率0.20%は各ファンドに対して払い戻されるため、実
	質的な信託報酬率は年率 0.70%以内となります。
	その他、組入有価証券の売買委託手数料、管理報酬、保管報酬、ヘッジに係
	る報酬、租税等がかかります。

(注) DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド (以下「マスター・ファンド」といいます。) において、正味で大口の資金流入または資金流出が発生した場合、予想される取引コスト等を考慮して、マスター・ファンドの価格が調整されることがあります。

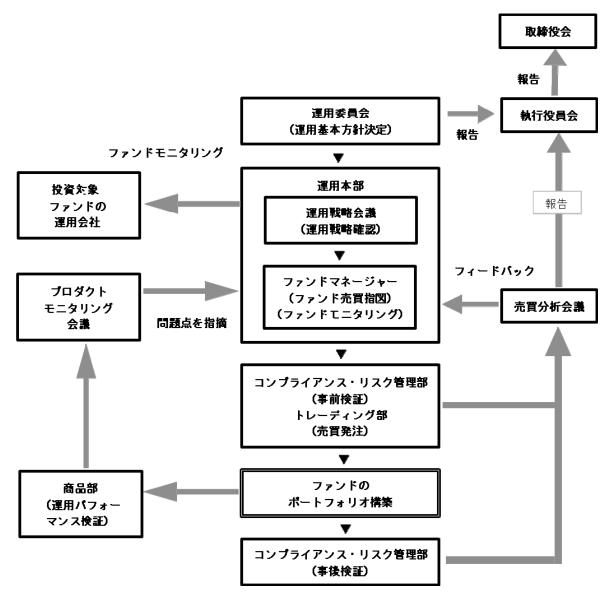
マネー・リクイディティ・マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益
	の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
	② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から
	第二位(A-2 格相当)以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未
	満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
	③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があ
	ります。
投資制限	① 株式への投資は行いません。
	② 外貨建資産への投資は行いません。
	③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減
	じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を
	実現する目的以外には利用しません。
	④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポ
	ージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資
	産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内と
	することとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人
	投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととしま
	す。
決算	毎年7月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
	投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、
	期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	ろに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超え
	ないものとします。

(3)【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討
(月1回開催)	を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制
	定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ
	報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果
	を取締役会へ報告します。
運用戦略会議	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
(月1回開催)	
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、
	投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運
	用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリ	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用
ング会議	パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して
(月1回開催)	改善を促します。

去四八七人 米	プロドロフット T T が とっ 本子 レシフット サット オープ フォ
売買分析会議	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸
(月1回開催)	規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理
	状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会
	へ報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取
	締役会へ報告します。
業務審査委員会	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適
(原則月1回開催)	切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について
	審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取
	締役会へ報告します。
トレーディング部	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行いま
(6 名程度)	す。
コンプライアンス・	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状
リスク管理部	況の確認等を行います。
(4~6 名程度)	
商品部	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィ
(8~10 名程度)	ードバックを行います。
	また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に
	応じて行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項 等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク(法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等)を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2025年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

■ 年 12 回、毎月 18 日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5)【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的 として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場 を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の 運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投

資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さま に帰属します。

ファンドは、欧州諸国のハイ・イールド債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

く投資リスク>

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部 評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不 能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性が あります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの 基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ハイ・イールド債券等の信用格付の低い債券は、信用格付の高い債券と比較して、発行体の信用状況等の悪化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落 は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。 ハイ・イールド債券の価格は、金利の変動や経済環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅 に変動する可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢 の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■ 為替変動リスク

<円コース>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要

因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額 の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しま すが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完 全にヘッジすることはできません。

<ユーロコース>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>(2025年7月末日現在)

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、 社内規程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項 の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

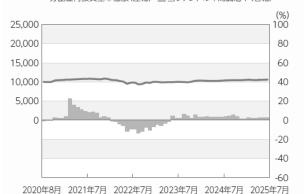
- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管 理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買 分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等によ り、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年8月末~2025年7月末 → 分配金再投資基準価額(左軸) ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸)



*分配金再投資基準価額は、2020年8月末を10,000として指数化しております。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみな して計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

*年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

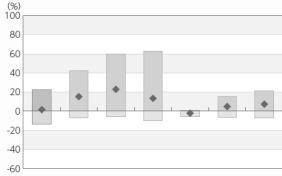
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落 率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較で きるように作成したものです。

2020年8月末~2025年7月末

■ 最大値(当ファンド) ■ 最大値 □ 最小値(当ファンド) □ 最小値 ◆ 平均値



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

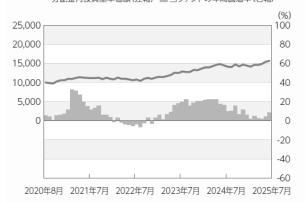
(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 13.3	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	1.6	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年8月末~2025年7月末 - 分配会再投資基準価額(左軸) ■ 当ファンドの年間騰落率(左軸)



- *分配金再投資基準価額は、2020年8月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみな して計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- *年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

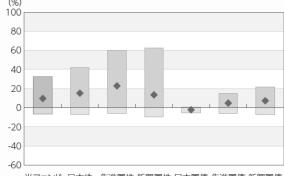
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落 率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年8月末~2025年7月末

■ 最大値(当ファンド) ■ 最大値 □ 最小値(当ファンド) □ 最小値 ◆ 平均値



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	32.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 6.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	9.6	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。 なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に 定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85%(税抜 3.5%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、 無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

◆ 各ファンド、「欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース」、「欧州ハイ・イールド債券 オープン(1年決算型)ユーロコース」間でのスイッチング(乗換え)が可能です。スイッチングに より、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられ る場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1 口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.20%が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.023% (税抜 0.93%) を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.44%(税抜 0.40%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.55%(税抜 0.50%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理、購入後の情報提 供等の対価です。
受託会社	年率 0.033%(税抜 0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図 の実行の対価です。

<実質的な信託報酬の総額>

各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財

産の純資産総額に実質年率 0.70%以内を乗じて得た額です。

※DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの信託報酬率は年率 0.90%以内ですが、その内、年率 0.20%は各ファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬率は年率 0.70%以内となります。

「マネー・リクイディティ・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

各ファンドは、「DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円)/(ユーロ)」を組入れて運用を行いますので、各ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.723%(上限)を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売 買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時お よび解約申込み時の手数料はありません。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132%(税抜 0.012%)を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が 行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選 択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益(譲渡益)については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、 損益通算が可能となります。

また、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通 算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%)
2038年1月1日以降	20%(所得税 15%、地方税 5%)

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%)
2038年1月1日以降	15%(所得税 15%)

※ 普通分配金、元本払戻金(特別分配金)とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」があります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払 戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金(特別分配金)は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。 ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金 受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行 われることがあります。

受益者が、元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の適用 対象となります。

ファンドは、NISA の対象ではありません。

■ その他

- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記の内容は 2025 年 7 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年1月21日~2025年7月18日)の総経費率(年率)

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
(毎月決算型)円コース	1.77%	1.02%	0.75%
(毎月決算型)ユーロコース	1.75%	1.02%	0.73%

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

[※]その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

[※]ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

[※]上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2025年7月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四 捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	1, 927, 707, 512	97. 79
親投資信託受益証券	日本	5, 697, 798	0. 29
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	_	37, 953, 288	1. 93
合計 (純資産総額)		1, 971, 358, 598	100.00

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	10, 109, 348, 278	98. 14
親投資信託受益証券	日本	32, 345, 272	0.31
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		158, 979, 395	1.54
合計 (純資産総額)		10, 300, 672, 945	100.00

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	109, 931, 282	29. 47
特殊債券	日本	164, 967, 141	44. 22
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		98, 167, 036	26. 31
合計(純資産総額)		373, 065, 459	100.00

(2)【投資資產】

①【投資有価証券の主要銘柄】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
			DWS ユーロ・ハイ・イール ド・ボンド・マスター・ファンド (円)	784, 577. 7421	2, 443	1, 916, 723, 423	2, 457	1, 927, 707, 512	97. 79
2			マネー・リクイディティ・マザー ファンド	5, 686, 993	1.0018	5, 697, 229	1. 0019	5, 697, 798	0. 29

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97. 79
親投資信託受益証券	0. 29
合計	98. 07

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
			DWS ユーロ・ハイ・イール ド・ボンド・マスター・ファンド (ユーロ)	1, 381, 624. 7476	7, 325	10, 120, 401, 276	7, 317	10, 109, 348, 278	98. 14
2			マネー・リクイディティ・マザー ファンド	32, 283, 933	1. 0018	32, 342, 044	1. 0019	32, 345, 272	0.31

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98. 14
親投資信託受益証券	0.31
승計	98. 46

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本		第1320回国 庫短期証券	45, 000, 000	99. 91	44, 960, 022	99. 91	44, 960, 022		2025年10 月20日	
2	日本		第261回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券		99. 99	39, 998, 453	99. 99	39, 998, 453	0. 381	2025年11 月28日	10. 72
3	日本		第256回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券	40, 000, 000	99. 98	39, 993, 261	99. 98	39, 993, 261	0. 425	2025年9 月30日	

4	日本	特殊債券	第254回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券	35, 000, 000	99. 99	34, 999, 610	99. 99	34, 999, 610	0. 44	2025 年 8 月 29 日	
5	日本	国債証券	第1316回国 庫短期証券	35, 000, 000	99. 92	34, 972, 622	99. 92	34, 972, 622		2025年10 月6日	
6	日本	国債証券	第1303回国 庫短期証券	30, 000, 000	99. 99	29, 998, 638	99. 99	29, 998, 638		2025年8 月4日	
7	日本	特殊債券	第258回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券	30, 000, 000	99. 96	29, 989, 071	99. 96	29, 989, 071	0. 386	2025 年 10 月 31 日	
8	日本	特殊債券	第79回政府保 証地方公共団体 金融機構債券	20, 000, 000	99. 93	19, 986, 746	99. 93	19, 986, 746	0. 379	2025 年 12 月 12 日	

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
国債証券	29. 47
特殊債券	44. 22
合計	73. 69

②【投資不動産物件】

欧州ハイ・イールド債券オープン (毎月決算型) 円コース 該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド債券オープン (毎月決算型) ユーロコース 該当事項はありません。

(参考)マネー・リクイディティ・マザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

欧州ハイ・イールド債券オープン (毎月決算型) 円コース 該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド債券オープン (毎月決算型) ユーロコース 該当事項はありません。

(参考)マネー・リクイディティ・マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

		純資産総額(円)		基準価額(円) (1 口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間末	(2016年1月18日)	4, 731, 873, 164	5, 021, 076, 272	0.8186	0.8606
第 11 特定期間末	(2016年7月19日)	4, 156, 096, 791	4, 374, 668, 631	0.8300	0.8720
第 12 特定期間末	(2017年1月18日)	5, 280, 742, 768	5, 513, 300, 936	0. 8254	0.8674
第 13 特定期間末	(2017年7月18日)	7, 439, 755, 788	7, 781, 047, 278	0.8106	0. 8526
第 14 特定期間末	(2018年1月18日)	8, 112, 393, 097	8, 527, 136, 860	0. 7883	0. 8303
第 15 特定期間末	(2018年7月18日)	6, 738, 794, 842	7, 142, 676, 744	0. 7334	0. 7754
第 16 特定期間末	(2019年1月18日)	4, 961, 543, 092	5, 308, 270, 011	0. 6710	0. 7130
第 17 特定期間末	(2019年7月18日)	4, 452, 911, 404	4, 665, 419, 539	0. 6732	0. 7052
第 18 特定期間末	(2020年1月20日)	5, 649, 724, 908	5, 883, 673, 268	0. 6634	0. 6934
第 19 特定期間末	(2020年7月20日)	5, 528, 386, 213	5, 794, 686, 094	0. 6003	0. 6303
第 20 特定期間末	(2021年1月18日)	5, 561, 933, 001	5, 838, 863, 291	0. 6112	0. 6412
第 21 特定期間末	(2021年7月19日)	5, 798, 994, 441	6, 083, 959, 866	0. 5980	0. 6280
第 22 特定期間末	(2022年1月18日)	5, 671, 217, 844	5, 973, 699, 964	0. 5728	0. 6028
第 23 特定期間末	(2022年7月19日)	3, 837, 116, 620	4, 103, 540, 797	0. 4737	0. 5037
第 24 特定期間末	(2023年1月18日)	3, 440, 351, 541	3, 596, 010, 762	0. 4760	0. 4960
第 25 特定期間末	(2023年7月18日)	3, 074, 513, 097	3, 176, 625, 438	0. 4596	0. 4746
第 26 特定期間末	(2024年1月18日)	2, 932, 488, 438	3, 030, 401, 850	0. 4588	0. 4738
第 27 特定期間末	(2024年7月18日)	2, 459, 428, 633	2, 549, 623, 213	0. 4458	0. 4608
第 28 特定期間末	(2025年1月20日)	2, 207, 765, 653	2, 287, 095, 414	0. 4362	0. 4512
第 29 特定期間末	(2025年7月18日)	1, 970, 146, 218	2, 021, 355, 742	0. 4308	0. 4413
	2024年7月末日	2, 447, 060, 101	_	0. 4465	
	8月末日	2, 443, 212, 247	_	0. 4466	_
	9月末日	2, 403, 401, 690	_	0. 4457	_
	10 月末日	2, 374, 201, 191	_	0. 4443	_
	11 月末日	2, 329, 015, 862	_	0. 4419	
	12 月末日	2, 236, 706, 997	_	0. 4396	_
	2025年1月末日	2, 210, 163, 913	_	0. 4382	_
	2月末日	2, 197, 392, 225	_	0. 4398	_
	3月末日	2, 138, 771, 584	_	0. 4330	_
	4月末日	2, 087, 710, 001	_	0. 4298	_

5月末日	2, 065, 955, 735	_	0. 4320	_
6月末日	1, 982, 449, 918	_	0. 4311	
7月末日	1, 971, 358, 598	_	0. 4331	

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

		純資産総	(円)	基準価額 (1口当	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間末	(2016年1月18日)	16, 872, 829, 802	18, 294, 236, 153	0.8710	0. 9310
第 11 特定期間末	(2016年7月19日)	13, 549, 514, 172	14, 613, 218, 047	0. 7888	0. 8488
第 12 特定期間末	(2017年1月18日)	18, 290, 276, 093	19, 407, 134, 539	0. 7921	0. 8521
第 13 特定期間末	(2017年7月18日)	25, 683, 152, 728	27, 430, 740, 866	0.8061	0. 8661
第 14 特定期間末	(2018年1月18日)	33, 649, 894, 454	35, 878, 289, 769	0.8043	0. 8643
第 15 特定期間末	(2018年7月18日)	37, 011, 448, 895	39, 886, 186, 039	0. 7098	0. 7698
第 16 特定期間末	(2019年1月18日)	29, 798, 842, 248	32, 973, 699, 002	0. 5923	0. 6523
第 17 特定期間末	(2019年7月18日)	23, 561, 709, 047	25, 102, 094, 696	0. 5749	0. 6099
第 18 特定期間末	(2020年1月20日)	22, 794, 492, 674	23, 979, 233, 217	0. 5654	0. 5954
第 19 特定期間末	(2020年7月20日)	19, 357, 034, 886	20, 525, 609, 266	0. 5068	0. 5368
第 20 特定期間末	(2021年1月18日)	19, 758, 519, 025	20, 899, 398, 460	0. 5236	0. 5536
第 21 特定期間末	(2021年7月19日)	20, 346, 951, 392	21, 487, 375, 298	0. 5255	0. 5555
第 22 特定期間末	(2022年1月18日)	19, 188, 799, 578	20, 364, 650, 339	0. 5011	0. 5311
第 23 特定期間末	(2022年7月19日)	14, 567, 390, 696	15, 619, 798, 448	0. 4403	0. 4703
第 24 特定期間末	(2023年1月18日)	12, 885, 387, 044	13, 516, 743, 008	0. 4403	0. 4603
第 25 特定期間末	(2023年7月18日)	12, 659, 401, 171	13, 065, 521, 038	0. 4826	0. 4976
第 26 特定期間末	(2024年1月18日)	12, 352, 616, 894	12, 730, 499, 122	0. 5080	0. 5230
第 27 特定期間末	(2024年7月18日)	12, 333, 766, 587	12, 686, 399, 534	0. 5375	0. 5525
第 28 特定期間末	(2025年1月20日)	10, 542, 003, 322	10, 863, 651, 938	0. 5058	0. 5208
第 29 特定期間末	(2025年7月18日)	10, 363, 010, 099	10, 602, 831, 188	0. 5413	0. 5533
	2024年7月末日	11, 965, 685, 084	_	0. 5262	_
	8月末日	11, 384, 913, 101	_	0. 5105	
	9月末日	11, 002, 105, 339	_	0. 5061	_
	10 月末日	11, 213, 361, 002		0. 5279	_
	11 月末日	10, 693, 254, 886	_	0. 5068	
	12 月末日	10, 932, 884, 395		0. 5209	
	2025年 1月末日	10, 569, 071, 888	_	0. 5088	_
	2月末日	10, 257, 836, 691		0. 4973	
	3月末日	10, 372, 952, 768	_	0. 5112	_
	4月末日	10, 106, 939, 712		0. 5076	
	5月末日	10, 039, 401, 190		0. 5162	

6月末日	10, 269, 218, 000	_	0. 5339	_
7月末日	10, 300, 672, 945		0. 5405	

②【分配の推移】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

期間	分配金 (1 口当たり)
2015年7月22日~2016年1月18日	0. 0420 円
2016年1月19日~2016年7月19日	0.0420円
2016年7月20日~2017年1月18日	0. 0420 円
2017年1月19日~2017年7月18日	0. 0420 円
2017年7月19日~2018年1月18日	0. 0420 円
2018年1月19日~2018年7月18日	0. 0420 円
2018年7月19日~2019年1月18日	0. 0420 円
2019年1月19日~2019年7月18日	0. 0320 円
2019年7月19日~2020年1月20日	0.0300円
2020年1月21日~2020年7月20日	0.0300円
2020年7月21日~2021年1月18日	0.0300円
2021年1月19日~2021年7月19日	0.0300円
2021年7月20日~2022年1月18日	0.0300円
2022年1月19日~2022年7月19日	0.0300円
2022年7月20日~2023年1月18日	0. 0200 円
2023年1月19日~2023年7月18日	0. 0150 円
2023年7月19日~2024年1月18日	0.0150円
2024年1月19日~2024年7月18日	0.0150円
2024年7月19日~2025年1月20日	0.0150円
2025年1月21日~2025年7月18日	0.0105円
	2015年7月22日~2016年1月18日 2016年1月19日~2017年1月18日 2017年1月19日~2017年7月18日 2017年7月19日~2018年1月18日 2017年7月19日~2018年7月18日 2018年1月19日~2018年7月18日 2018年7月19日~2019年1月18日 2019年1月19日~2019年7月18日 2019年7月19日~2020年1月20日 2020年1月21日~2020年7月20日 2020年7月21日~2021年1月18日 2021年1月19日~2021年7月19日 2021年7月20日~2022年7月19日 2022年7月20日~2022年7月19日 2022年7月20日~2022年7月18日 2022年7月20日~2023年7月18日 2023年7月19日~2023年7月18日 2023年7月19日~2024年7月18日 2023年7月19日~2024年7月18日

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 10 特定期間	2015年7月22日~2016年1月18日	0.0600円
第 11 特定期間	2016年1月19日~2016年7月19日	0.0600円
第 12 特定期間	2016年7月20日~2017年1月18日	0.0600円
第 13 特定期間	2017年1月19日~2017年7月18日	0.0600円
第 14 特定期間	2017年7月19日~2018年1月18日	0.0600円
第 15 特定期間	2018年1月19日~2018年7月18日	0.0600円
第 16 特定期間	2018年7月19日~2019年1月18日	0.0600円
第 17 特定期間	2019年1月19日~2019年7月18日	0. 0350 円
第 18 特定期間	2019年7月19日~2020年1月20日	0.0300円

第 19 特定期間	2020年1月21日~2020年7月20日	0.0300円
第 20 特定期間	2020年7月21日~2021年1月18日	0.0300円
第 21 特定期間	2021年1月19日~2021年7月19日	0.0300円
第 22 特定期間	2021年7月20日~2022年1月18日	0.0300円
第 23 特定期間	2022年1月19日~2022年7月19日	0.0300円
第 24 特定期間	2022年7月20日~2023年1月18日	0.0200円
第 25 特定期間	2023年1月19日~2023年7月18日	0.0150円
第 26 特定期間	2023年7月19日~2024年1月18日	0.0150円
第 27 特定期間	2024年1月19日~2024年7月18日	0.0150円
第 28 特定期間	2024年7月19日~2025年1月20日	0.0150円
第 29 特定期間	2025年1月21日~2025年7月18日	0.0120円

③【収益率の推移】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

	期間	収益率(%)
第 10 特定期間	2015年7月22日~2016年1月18日	△3. 6
第 11 特定期間	2016年1月19日~2016年7月19日	6. 5
第 12 特定期間	2016年7月20日~2017年1月18日	4. 5
第 13 特定期間	2017年1月19日~2017年7月18日	3. 3
第 14 特定期間	2017年7月19日~2018年1月18日	2. 4
第 15 特定期間	2018年1月19日~2018年7月18日	△1.6
第 16 特定期間	2018年7月19日~2019年1月18日	△2.8
第 17 特定期間	2019年1月19日~2019年7月18日	5. 1
第 18 特定期間	2019年7月19日~2020年1月20日	3.0
第 19 特定期間	2020年1月21日~2020年7月20日	△5. 0
第 20 特定期間	2020年7月21日~2021年1月18日	6.8
第 21 特定期間	2021年1月19日~2021年7月19日	2.7
第 22 特定期間	2021年7月20日~2022年1月18日	0.8
第 23 特定期間	2022年1月19日~2022年7月19日	△12. 1
第 24 特定期間	2022年7月20日~2023年1月18日	4.7
第 25 特定期間	2023年1月19日~2023年7月18日	△0.3
第 26 特定期間	2023年7月19日~2024年1月18日	3. 1
第 27 特定期間	2024年1月19日~2024年7月18日	0.4
第 28 特定期間	2024年7月19日~2025年1月20日	1.2
第 29 特定期間	2025年1月21日~2025年7月18日	1.2

⁽注)収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております(以下同じ)。

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

	期間	収益率(%)
第 10 特定期間	2015年7月22日~2016年1月18日	△7.9
第 11 特定期間	2016年1月19日~2016年7月19日	△2.5
第 12 特定期間	2016年7月20日~2017年1月18日	8.0
第 13 特定期間	2017年1月19日~2017年7月18日	9. 3
第 14 特定期間	2017年7月19日~2018年1月18日	7.2
第 15 特定期間	2018年1月19日~2018年7月18日	△4.3
第 16 特定期間	2018年7月19日~2019年1月18日	△8.1
第 17 特定期間	2019年1月19日~2019年7月18日	3.0
第 18 特定期間	2019年7月19日~2020年1月20日	3.6
第 19 特定期間	2020年1月21日~2020年7月20日	△5.1
第 20 特定期間	2020年7月21日~2021年1月18日	9. 2
第 21 特定期間	2021年1月19日~2021年7月19日	6. 1
第 22 特定期間	2021年7月20日~2022年1月18日	1.1
第 23 特定期間	2022年1月19日~2022年7月19日	△6.1
第 24 特定期間	2022年7月20日~2023年1月18日	4. 5
第 25 特定期間	2023年1月19日~2023年7月18日	13. 0
第 26 特定期間	2023年7月19日~2024年1月18日	8. 4
第 27 特定期間	2024年1月19日~2024年7月18日	8.8
第 28 特定期間	2024年7月19日~2025年1月20日	△3.1
第 29 特定期間	2025年1月21日~2025年7月18日	9. 4

(4)【設定及び解約の実績】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 10 特定期間	273, 353, 538	3, 479, 003, 901
第 11 特定期間	553, 478, 874	1, 326, 753, 679
第 12 特定期間	2, 128, 903, 443	738, 621, 534
第 13 特定期間	3, 939, 585, 150	1, 159, 577, 392
第 14 特定期間	2, 358, 851, 790	1, 246, 124, 976
第 15 特定期間	1, 099, 273, 722	2, 201, 794, 725
第 16 特定期間	720, 040, 736	2, 514, 323, 152
第 17 特定期間	971, 646, 135	1, 750, 337, 784
第 18 特定期間	2, 871, 353, 312	970, 530, 635
第 19 特定期間	1, 239, 771, 572	546, 696, 918
第 20 特定期間	664, 707, 632	773, 279, 595
第 21 特定期間	1, 597, 078, 542	999, 522, 493
第 22 特定期間	1, 318, 037, 530	1, 115, 127, 557

第 23 特定期間	146, 791, 681	1, 947, 414, 083
第 24 特定期間	485, 759, 088	1, 357, 571, 537
第 25 特定期間	87, 660, 017	626, 713, 706
第 26 特定期間	133, 174, 139	430, 688, 360
第 27 特定期間	59, 162, 905	933, 590, 351
第 28 特定期間	29, 709, 753	485, 616, 852
第 29 特定期間	11, 575, 029	499, 678, 233

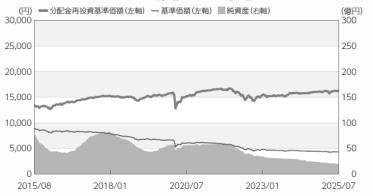
欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

期間	設定数量 (口)	解約数量(口)
第 10 特定期間	1, 343, 912, 034	15, 069, 821, 274
第 11 特定期間	2, 965, 220, 685	5, 159, 268, 861
第 12 特定期間	8, 885, 301, 779	2, 971, 535, 155
第 13 特定期間	18, 288, 469, 009	9, 517, 920, 329
第 14 特定期間	23, 478, 214, 029	13, 504, 240, 387
第 15 特定期間	19, 052, 404, 540	8, 743, 419, 860
第 16 特定期間	15, 011, 992, 596	16, 845, 486, 277
第 17 特定期間	6, 860, 433, 605	16, 188, 243, 040
第 18 特定期間	6, 331, 239, 212	7, 001, 262, 238
第 19 特定期間	2, 510, 975, 397	4, 626, 220, 748
第 20 特定期間	2, 932, 137, 337	3, 394, 339, 325
第 21 特定期間	5, 504, 875, 678	4, 520, 945, 773
第 22 特定期間	3, 801, 943, 790	4, 227, 824, 579
第 23 特定期間	918, 727, 147	6, 125, 227, 244
第 24 特定期間	2, 101, 406, 351	5, 923, 831, 694
第 25 特定期間	1, 470, 019, 446	4, 500, 758, 554
第 26 特定期間	1, 292, 741, 807	3, 210, 568, 938
第 27 特定期間	54, 127, 663	1, 424, 251, 372
第 28 特定期間	112, 439, 085	2, 217, 837, 906
第 29 特定期間	329, 460, 873	2, 023, 883, 456

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

■基準価額・純資産の推移

2015年8月3日~2025年7月31日



●分配金の推移

2025年 7月	10円
2025年 6月	10円
2025年 5月	10円
2025年 4月	25円
2025年 3月	25円
直近1年累計	255円
設定来累計	9,745円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

- ※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
- ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円)	97.79%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.29%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

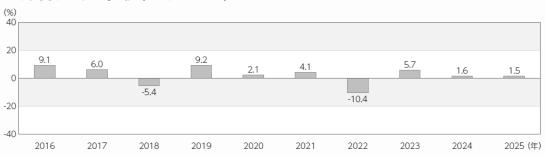
銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
バイエル	2082/03/25	5.375%	ドイツ	1.4%
フランス電力会社(EDF)	_	3.375%	フランス	1.1%
フランス電力会社(EDF)	_	6.000%	フランス	1.0%
ベリシュア・ミッドホールディング	2029/02/15	5.250%	スウェーデン	0.9%
コンソリデーテッド・エナジー・ファイナンス	2028/10/15	5.000%	スイス	0.9%
ニトロゲンムベク・ベジパリ	2025/08/04	7.000%	ハンガリー	0.9%
アイキュービア	2028/06/15	2.875%	アメリカ	0.8%
Lorca Telecom Bondco SA	2027/09/18	4.000%	スペイン	0.8%
テバファーマスーティカル・ファイナンス・オランダ川	2027/05/09	3.750%	イスラエル	0.7%
Gruenenthal GmbH	2028/05/15	4.125%	ドイツ	0.7%

※比率はDWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの純資産総額に対する比率です。

% 慣還日が[-]表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。国は、発行体のホールディング・カンパニーの国籍です。

**DWSインベストメントGmbHのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※ファンドにはベンチマークはありません。
- ※2025年は年初から7月末までの収益率を示しています。
- ※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。









欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

■基準価額・純資産の推移



●分配金の推移

2025年 7月	15円
2025年 6月	15円
2025年 5月	15円
2025年 4月	25円
2025年 3月	25円
直近1年累計	270円
設定来累計	11,730円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

- 20.000 15,000 10,000
- 2018/01 ※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

2020/07

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

組入ファンド

5,000

0

2015/08

ファンド名	純資産比率
DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(ユーロ)	98.14%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.31%

2023/01

400

2025/07

0

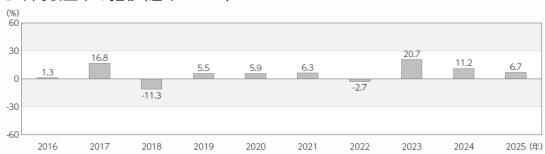
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
バイエル	2082/03/25	5.375%	ドイツ	1.4%
フランス電力会社(EDF)	_	3.375%	フランス	1.1%
フランス電力会社(EDF)	_	6.000%	フランス	1.0%
ベリシュア・ミッドホールディング	2029/02/15	5.250%	スウェーデン	0.9%
コンソリデーテッド・エナジー・ファイナンス	2028/10/15	5.000%	スイス	0.9%
ニトロゲンムベク・ベジパリ	2025/08/04	7.000%	ハンガリー	0.9%
アイキュービア	2028/06/15	2.875%	アメリカ	0.8%
Lorca Telecom Bondco SA	2027/09/18	4.000%	スペイン	0.8%
テバファーマスーティカル・ファイナンス・オランダ川	2027/05/09	3.750%	イスラエル	0.7%
Gruenenthal GmbH	2028/05/15	4.125%	ドイツ	0.7%

[※]比率はDWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※ファンドにはベンチマークはありません。
- ※2025年は年初から7月末までの収益率を示しています。
- ※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの 目的・特色







[※]償還日が「-」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。国は、発行体のホールディング・カンパニーの国籍です。

^{**}DWSインベストメントGmbHのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができ るものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日
- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した目の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。 ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款 (別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。)に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約(別の名称で同様の権 利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける 場合は、決算日の基準価額とします。

- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を 加算した額です。
- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会 社にお問い合わせ下さい。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金(解約)手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日
- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、 解約の請求をすることができます。

解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.20%の率を乗じて得た額 を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から販売会社を通じてお支払い します。

なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所にお ける取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。

- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日(ただし、申込不可日を除きます。)に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。
- ※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先 SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

外国投資信託証券は、計算時に知りえる直近の日の価額で評価します。 マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場を除く。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する 権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2011年1月28日から2031年1月17日までとします。 ただし、投資信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。 また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月19日から翌月18日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

■ 投資信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、a の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約 款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託 会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場 合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信 託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または 受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または 裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託 会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはで きないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了 させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、a の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっ

ても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約(繰上償還)または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書

委託会社は、毎特定期間(原則として、毎年1月19日から7月18日まで、7月19日から翌年1月18日までとします。)終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託 契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託 契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約(別の名称で同様の権 利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託し ています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヵ月前までに委託会社又は販売会 社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速 やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出す ることにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該 収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、 当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 29 特定期間(2025 年 1 月 21 日から 2025 年 7 月 18 日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小西正毅 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース」の 2025 年 1 月 21 日から 2025 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース」の 2025 年 7 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現在)	第 29 特定期間末 (2025 年 7 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4, 057, 110	4, 219, 962
コール・ローン	33, 984, 705	28, 810, 995
投資信託受益証券	2, 179, 028, 557	1, 931, 717, 286
親投資信託受益証券	7, 683, 229	5, 697, 229
未収入金	-	10, 000, 000
未収利息	190	359
その他未収収益	227, 269	180, 861
流動資産合計	2, 224, 981, 060	1, 980, 626, 692
資産合計	2, 224, 981, 060	1, 980, 626, 692
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12, 653, 660	4, 573, 360
未払解約金	2, 471, 287	4, 206, 514
未払受託者報酬	66, 578	54, 158
未払委託者報酬	1, 997, 260	1, 624, 790
その他未払費用	26, 622	21, 652
流動負債合計	17, 215, 407	10, 480, 474
負債合計	17, 215, 407	10, 480, 474
純資産の部		
元本等		
元本	*15, 061, 464, 168	*14, 573, 360, 964
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 2, 853, 698, 515$	$\triangle 2,603,214,746$
(分配準備積立金)	188, 054, 303	160, 421, 195
元本等合計	2, 207, 765, 653	1, 970, 146, 218
純資産合計	*32, 207, 765, 653	*31, 970, 146, 218
負債純資産合計	2, 224, 981, 060	1, 980, 626, 692

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第29特定期間 第28特定期間 自 2024年7月19日 自 2025年1月21日 至 2025年1月20日 至 2025年7月18日 営業収益 受取配当金 56, 229, 916 46, 661, 170 受取利息 31,041 64,820 $\triangle 13, 297, 271$ 有価証券売買等損益 $\triangle 16, 355, 683$ その他収益 2, 365, 183 2,057,952 営業収益合計 42, 270, 457 35, 486, 671 営業費用 受託者報酬 397, 947 341, 402 委託者報酬 11, 938, 339 10, 242, 255 その他費用 159, 117 136, 501 営業費用合計 12, 495, 403 10, 720, 158 営業利益又は営業損失 (△) 29, 775, 054 24, 766, 513 経常利益又は経常損失(△) 24, 766, 513 29, 775, 054 当期純利益又は当期純損失(△) 29, 775, 054 24, 766, 513 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 479,026 △14, 503 約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金(△) $\triangle 3,057,942,634$ $\triangle 2,853,698,515$ 剰余金増加額又は欠損金減少額 270, 777, 080 283, 460, 118 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 270, 777, 080 283, 460, 118 剰余金減少額又は欠損金増加額 16, 499, 228 6, 547, 841 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 16, 499, 228 6, 547, 841 加額 分配金 *179, 329, 761 *151, 209, 524 期末剰余金又は期末欠損金(△) $\triangle 2,853,698,515$ $\triangle 2,603,214,746$

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第 29 特定期間	
· 項 目	自 2025年1月21日	
R H	至 2025 年 7月 18 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。	
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成して≯ り、前特定期間末が休日のため、2025年 1月21日から2025年7月18日までを 定期間としております。	

(貸借対照表に関する注記)

	第 28 特定期間末			第 29 特定期間末	
	(2025年1月20日現在)			(2025年7月18日現在	=)
* 1.	当該特定期間の末日における受益権の	総数	*1.	当該特定期間の末日における受益権	の総数
		5, 061, 464, 168 [□]			4, 573, 360, 964 □
2.	投資信託財産の計算に関する規則第 58 に規定する額	5条の6第10号	2.	投資信託財産の計算に関する規則第 に規定する額	55条の6第10号
	元本の欠損	2, 853, 698, 515 円		元本の欠損	2,603,214,746 円
* 3.	当該特定期間の末日における1単位当 額	たりの純資産の	* 3.	当該特定期間の末日における1単位 額	当たりの純資産の
	1口当たりの純資産額	0.4362 円		1口当たりの純資産額	0.4308 円
	(10,000 口当たりの純資産額	4,362円)		(10,000 口当たりの純資産額	4,308円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 28 特定期間	第 29 特定期間
自 2024年7月19日	自 2025年1月21日
至 2025年 1月 20日	至 2025年7月18日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
第 163 計算期間(2024 年 7月 19日~2024 年 8月 19	第 169 計算期間(2025 年 1 月 21 日~2025 年 2 月 18
目)	日)
費用控除後の配当等収A 8,406,997円	費用控除後の配当等収A 8,530,133円
益額	益額
費用控除後・繰越欠損B 0円	費用控除後・繰越欠損B 0円
金補填後の有価証券売	金補填後の有価証券売
買等損益額	買等損益額
収益調整金額 C 2,941,649,901円	収益調整金額 C 2,691,429,693円
分配準備積立金額 D 236,912,192円	分配準備積立金額 D 186, 175, 066 円

当ファンドの分配対象	E=A+B+C+D	3, 186, 969,	090円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2, 886, 134, 892
収益額 当ファンドの期末残存	F	5, 479, 031,	440 □	収益額 当ファンドの期末残存F	5, 011, 404, 192
口数				口数	
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10, 000	5,	816円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5, 759
10,000 口当たり分配 金額	Н		25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13, 697,	578 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	12, 528, 510
第 164 計算期間 (2024 : 日)	年 8月20日~	2024年9月	18	第 170 計算期間(2025 年 2 月 19 日~ 日)	·2025年3月18
費用控除後の配当等収 益額	A	7, 911,	057 円	費用控除後の配当等収A 益額	7, 241, 732
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額			0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0
収益調整金額	C	2, 907, 396,	938 円	収益調整金額 C	2, 661, 171, 409
分配準備積立金額	D	228, 689,	680 円	分配準備積立金額 D	180, 044, 283
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	3, 143, 997,	675 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2, 848, 457, 424
当ファンドの期末残存 口数	F	5, 414, 734,	495 □	当ファンドの期末残存F 口数	4, 954, 839, 377
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10, 000	5,	806 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5, 748
10,000 口当たり分配 金額	Н		25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13, 536,	836 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	12, 387, 098
第 165 計算期間 (2024 : 日)				第 171 計算期間(2025 年 3 月 19 日~ 日)	2025年4月18
費用控除後の配当等収 益額		8, 664,	153 円	費用控除後の配当等収A 益額	6, 958, 187
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額			0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0
収益調整金額	C	2, 887, 362,	778 円	収益調整金額 C	2, 610, 785, 712
分配準備積立金額	D	221, 279,	236 円	分配準備積立金額 D	171, 615, 982
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	3, 117, 306,	167 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2, 789, 359, 881
当ファンドの期末残存 口数	F	5, 376, 933,	507 □	当ファンドの期末残存F 口数	4, 860, 943, 583
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10, 000	5,	797 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5, 738
10,000 口当たり分配 金額	Н		25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13, 442,	333 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	12, 152, 358
第 166 計算期間 (2024 : 日)	年 10 月 19 日~	2024年11月	月 18	第 172 計算期間(2025 年 4月 19日~日)	2025年5月19
費用控除後の配当等収 益額	. A	7, 694,	520 円	費用控除後の配当等収A 益額	8, 298, 730
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額			0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0
収益調整金額	C	2, 848, 661,	102 円	収益調整金額 C	2, 602, 273, 365
分配準備積立金額	D	213, 537,	130 円	分配準備積立金額 D	165, 829, 943
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	3, 069, 892,	752 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2, 776, 402, 038
当ファンドの期末残存 口数	F	5, 304, 648,	974 □	当ファンドの期末残存F 口数	4, 844, 985, 117

分配対象額			分配対象額	
10,000 口当たり分配 金額	Н	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13, 261, 622 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 4,84	4,985円
第 167 計算期間(2024 日)	年 11 月 19 日~	2024年12月18	第 173 計算期間(2025 年 5 月 20 日~2025 年 6 月 日)	月 18
費用控除後の配当等収 益額	C A	7, 815, 987 円	費用控除後の配当等収A 7,31 益額	8,942 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額		0 円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額	C	2,736,267,870円	収益調整金額 C 2,536,92	3,732 円
分配準備積立金額	D	199, 767, 493 円	分配準備積立金額 D 165,07	1,030円
当ファンドの分配対象 収益額	EE=A+B+C+D	2,943,851,350円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 2,709,31 収益額	3, 704 円
当ファンドの期末残存 口数	F	5, 095, 093, 010 □	当ファンドの期末残存F 4,723,21 口数	3, 095 □
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10,000	5,777円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5, 736 円
10,000 口当たり分配 金額	Н	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,737,732円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 4,72	3,213 円
第 168 計算期間 (2024 日)	年 12 月 19 日~	2025年1月20	第 174 計算期間(2025 年 6 月 19 日~2025 年 7 月 日)	月 18
費用控除後の配当等収 益額	C A	7, 167, 003 円	費用控除後の配当等収A 2,60 益額	3, 653 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額		0 円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額	C	2,718,254,776円	収益調整金額 C 2,456,51	5,546円
分配準備積立金額	D	193, 540, 960 円	分配準備積立金額 D 162,39	0,902円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	2, 918, 962, 739 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 2,621,51 収益額	0, 101 円
当ファンドの期末残存 口数	F	5, 061, 464, 168 \square	当ファンドの期末残存F 4,573,36 口数	0,964 □
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10,000	5,767円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5, 732 円
10,000 口当たり分配 金額	Н	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,653,660円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 4,57	3,360円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 另項 目	第 28 特定期間 自 2024 年 7 月 19 日 至 2025 年 1 月 20 日	第 29 特定期間 自 2025 年 1 月 21 日 至 2025 年 7 月 18 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象と して運用することを目的としておりま す。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、 売買目的の有価証券であります。保有す る有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」 に記載しております。当該有価証券を保 有した際の主要なリスクは、価格変動リ スク、金利変動リスク、為替変動リスク 等の市場リスク、信用リスク、カントリ	同左

	ーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託的会諸規則、社内規程及び投資信託的款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認してガグラまた、プロダクトモニタリングの選目がある。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマ会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォーを担談を対しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項	期目	別	第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現在)	第 29 特定期間末 (2025 年 7 月 18 日現在)
1.	貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全 て時価で評価しているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 特定期間	第 29 特定期間
自 2024年7月19日	自 2025年1月21日
至 2025年 1月 20日	至 2025年7月18日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

	第 29 特定期間	
	自 2025年1月21日	
	至 2025年7月18日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現		第 29 特定期 (2025 年 7 月 18	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,517,371,267円	期首元本額	5,061,464,168円
期中追加設定元本額	29, 709, 753 円	期中追加設定元本額	11, 575, 029 円
期中一部解約元本額	485, 616, 852 円	期中一部解約元本額	499, 678, 233 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現在)

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券		△19, 495, 172
親投資信託受益証券		2, 305
승카		△19, 492, 867

第29特定期間末(2025年7月18日現在)

(単位:円)

種 類 投資信託受益証券 親投資信託受益証券	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△8, 697, 867
親投資信託受益証券	2, 274
슴計	△8, 695, 593

3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 1. 有価証券明細表
 - ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券		DWS ユーロ・ハイ・イールド・ ボンド・マスター・ファンド(円)	790, 715. 2216	1, 931, 717, 286	
	計	銘柄数:1	790, 715. 2216	1, 931, 717, 286	
		組入時価比率:98.0%		100.0%)
	投資信託受益証券合計			1, 931, 717, 286	
親投資信託受益 証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザーファンド	5, 686, 993	5, 697, 229	
	計	銘柄数:1	5, 686, 993	5, 697, 229	
		組入時価比率: 0.3%		100.0%	
	親投資信託受益証券	· 승計		5, 697, 229	
	合計			1, 937, 414, 515	

- (注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
 - 2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

-59-

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小西正毅 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース」の 2025 年 1 月 21 日から 2025 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース」の 2025 年 7 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現在)	第 29 特定期間末 (2025 年 7 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	22, 835, 585	26, 543, 271
コール・ローン	191, 284, 090	181, 219, 159
投資信託受益証券	10, 386, 266, 792	10, 160, 445, 009
親投資信託受益証券	32, 280, 704	32, 342, 044
未収入金	30, 000, 000	20, 000, 000
未収利息	1,074	2, 258
その他未収収益	1, 097, 211	946, 124
流動資産合計	10, 663, 765, 456	10, 421, 497, 865
資産合計	10, 663, 765, 456	10, 421, 497, 865
負債の部	·	
流動負債		
未払収益分配金	52, 101, 388	28, 719, 199
未払解約金	59, 538, 434	21, 007, 776
未払受託者報酬	322, 368	279, 003
未払委託者報酬	9, 671, 004	8, 370, 199
その他未払費用	128, 940	111, 589
流動負債合計	121, 762, 134	58, 487, 766
負債合計	121, 762, 134	58, 487, 766
純資産の部		
元本等		
元本	*120, 840, 555, 279	*119, 146, 132, 696
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 10, 298, 551, 957$	△8, 783, 122, 597
(分配準備積立金)	186, 281, 395	349, 635, 914
元本等合計	10, 542, 003, 322	10, 363, 010, 099
純資産合計	*310, 542, 003, 322	*310, 363, 010, 099
負債純資産合計	10, 663, 765, 456	10, 421, 497, 865

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第29特定期間 第28特定期間 自 2024年7月19日 2025年1月21日 至 2025年1月20日 至 2025年7月18日 営業収益 受取配当金 239, 255, 109 211, 939, 214 受取利息 133, 148 309, 456 754, 239, 557 有価証券売買等損益 \triangle 585, 730, 978 その他収益 11, 128, 685 9, 905, 847 営業収益合計 △335, 214, 036 976, 394, 074 営業費用 受託者報酬 1,871,195 1,660,713 49, 821, 537 委託者報酬 56, 135, 678 その他費用 664, 223 748, 419 営業費用合計 58, 755, 292 52, 146, 473 営業利益又は営業損失 (△) $\triangle 393, 969, 328$ 924, 247, 601 経常利益又は経常損失(△) $\triangle 393, 969, 328$ 924, 247, 601 当期純利益又は当期純損失(△) $\triangle 393, 969, 328$ 924, 247, 601 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 $\triangle 9,946,494$ 712,844 約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金(△) $\triangle 10,612,187,513$ $\triangle 10, 298, 551, 957$ 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,073,451,353 992, 812, 333 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 1,073,451,353 992, 812, 333 剰余金減少額又は欠損金増加額 54, 144, 347 161, 096, 641 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 54, 144, 347 161, 096, 641 加額 分配金 *1321, 648, 616 *1239, 821, 089 期末剰余金又は期末欠損金(△) $\triangle 10, 298, 551, 957$ $\triangle 8,783,122,597$

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第 29 特定期間				
· 項 目	自 2025年1月21日				
R H	至 2025 年 7月 18 日				
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券				
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。				
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。				
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。				
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。				
3. その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、前特定期間末が休日のため、2025年1月21日から2025年7月18日までを特定期間としております。				

(貸借対照表に関する注記)

	第 28 特定期間末			第29特定期間末	
	(2025 年 1月 20 日現在)		(2025年7月18日現	在)
*1.	当該特定期間の末日における受益権	の総数	* 1.	当該特定期間の末日における受益権	権の総数
		20, 840, 555, 279			19, 146, 132, 696 口
2.	投資信託財産の計算に関する規則第 に規定する額	55条の6第10号	2.	投資信託財産の計算に関する規則 に規定する額	第 55 条の 6 第 10 号
	元本の欠損	10, 298, 551, 957 円		元本の欠損	8, 783, 122, 597 円
* 3.	当該特定期間の末日における1単位	当たりの純資産の	* 3.	当該特定期間の末日における1単位	立当たりの純資産の
	額			額	
	1口当たりの純資産額	0.5058円		1口当たりの純資産額	0.5413 円
	(10,000 口当たりの純資産額	5,058円)		(10,000 口当たりの純資産額	5,413円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 28 特定期間	第 29 特定期間
自 2024年7月19日	自 2025年1月21日
至 2025年 1月 20日	至 2025年7月18日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
第 163 計算期間(2024 年 7月 19日~2024 年 8月 19	第 169 計算期間(2025 年 1 月 21 日~2025 年 2 月 18
目)	目)
費用控除後の配当等収A 33, 152, 289 円	費用控除後の配当等収A 31,071,688円
益額	益額
費用控除後・繰越欠損B 0円	費用控除後・繰越欠損B 0円
金補填後の有価証券売	金補填後の有価証券売
買等損益額	買等損益額
収益調整金額 C 5,683,294,658円	収益調整金額 C 5,248,684,432円
分配準備積立金額 D 320,556,645円	分配準備積立金額 D 185, 174, 839 円

当ファンドの分配対象 収益額	₹ E=A+B+C+D	6, 037, 003,	592 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	5, 464, 930, 959
当ファンドの期末残存 口数	F	22, 441, 493,	980 □	当ファンドの期末残存F 口数	20, 722, 288, 108
ロ級 10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10, 000	2,	690 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,00 分配対象額	2, 637
10,000 口当たり分配 金額	Н		25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25
V益分配金金額	T=F*H/10,000	56, 103,	734 円	収益分配金金額 I=F*H/10,00	00 51, 805, 720
第 164 計算期間 (2024日)				第 170 計算期間 (2025 年 2 月 19 日 日)	
	Z A	32, 754,	769 円	費用控除後の配当等収A 益額	36, 908, 466
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額			0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0
仅益調整金額	C	5, 524, 845,	790 円	収益調整金額 C	5, 148, 036, 876
分配準備積立金額	D	289, 833,	052 円	分配準備積立金額 D	161, 254, 402
当ファンドの分配対象 収益額	£ E=A+B+C+D	5, 847, 433,	611円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	5, 346, 199, 744
当ファンドの期末残存 口数	£ F	21, 815, 591,	196 □	当ファンドの期末残存F 口数	20, 323, 309, 243
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10, 000	2,	680円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,00 分配対象額	2, 630
10,000 口当たり分配 金額	Н		25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25
仅益分配金金額	I=F*H/10,000	54, 538,	977 円	収益分配金金額 I=F*H/10,00	50, 808, 273
第 165 計算期間 (2024 日)				第 171 計算期間 (2025 年 3 月 19 日日)	
費用控除後の配当等収 益額		40, 610,		費用控除後の配当等収A 益額	29, 415, 982
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額			0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0
仅益調整金額	C	5, 415, 456,	528 円	収益調整金額 C	5, 054, 630, 539
分配準備積立金額	D	262, 911,	286 円	分配準備積立金額 D	143, 999, 090
当ファンドの分配対象 収益額	£ E=A+B+C+D	5, 718, 978,	179 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	5, 228, 045, 611
当ファンドの期末残存 口数	ξ F	21, 383, 557,	239 🏻	当ファンドの期末残存F 口数	19, 949, 549, 966
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F*10, 000	2,	674 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,00 分配対象額	2, 620
10,000 口当たり分配 金額	Н		25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25
仅益分配金金額	I=F*H/10,000	53, 458,	893 円	収益分配金金額 I=F*H/10,00	49, 873, 874
第 166 計算期間 (2024 日)	年 10 月 19 日~	~2024年11)	月 18	第 172 計算期間(2025 年 4 月 19 日 日)	~2025年5月19
費用控除後の配当等収 益額	Z A	38, 178,	084 円	費用控除後の配当等収A 益額	36, 695, 558
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額			0円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0
 	С	5, 362, 216,	488 円	収益調整金額 C	5, 010, 156, 133
分配準備積立金額	D	247, 653,		分配準備積立金額 D	122, 252, 074
当ファンドの分配対象 収益額	ŧ E=A+B+C+D	5, 648, 047,		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	5, 169, 103, 765
当ファンドの期末残存 口数	ξF	21, 172, 970,	726 □	当ファンドの期末残存F 口数	19, 772, 736, 787

分配対象額		分配対象額
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 15円 金額
収益分配金金額 I=F*H/10,0	00 52, 932, 426 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 29,659,105円
第 167 計算期間(2024 年 11 月 19 日日)	日~2024年12月18	第 173 計算期間(2025 年 5 月 20 日~2025 年 6 月 18 日)
費用控除後の配当等収A 益額	31, 390, 298 円	費用控除後の配当等収 A 36, 141, 604 円 益額
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額
収益調整金額 C	5, 319, 906, 448 円	収益調整金額 C 4,891,231,301円
分配準備積立金額 D	231, 064, 669 円	分配準備積立金額 D 126, 564, 873 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	5, 582, 361, 415 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 5,053,937,778 円 収益額
当ファンドの期末残存F 口数	21, 005, 279, 469 🏻	当ファンドの期末残存F 19,303,279,311 口 口数
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,0 分配対象額	00 2,657円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 2,618円 分配対象額
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 15円 金額
収益分配金金額 I=F*H/10,0	00 52, 513, 198 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 28,954,918円
第 168 計算期間(2024 年 12 月 19 日日)	日~2025年1月20	第 174 計算期間(2025 年 6 月 19 日~2025 年 7 月 18 日)
費用控除後の配当等収A 益額	30, 225, 858 円	費用控除後の配当等収 A 28,568,467 円 益額
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損B 217,444,925円金補填後の有価証券売 買等損益額
収益調整金額 C	5, 278, 508, 117円	収益調整金額 C 4,851,862,931円
分配準備積立金額 D	208, 156, 925 円	分配準備積立金額 D 132,341,721円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	5, 516, 890, 900 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 5,230,218,044 円 収益額
当ファンドの期末残存F 口数	20, 840, 555, 279	当ファンドの期末残存F 19,146,132,696 口 口数
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,0 分配対象額	00 2,647 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 2,731 円 分配対象額
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 15 P 金額
収益分配金金額 I=F*H/10,0	00 52, 101, 388 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 28,719,199円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期	別	第 28 特定期間 自 2024 年 7 月 19 日 至 2025 年 1 月 20 日		第 29 特定期間 自 2025 年 1 月 21 日 至 2025 年 7 月 18 日
1.金融商品(こ対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象と して運用することを目的としておりま す。	同左	
2. 金融商品の係るリスタ			当ファンドが運用する主な有価証券は、 売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」 に記載しております。当該有価証券を保 有した際の主要なリスクは、価格変動リ スク、金利変動リスク、為替変動リスク 等の市場リスク、信用リスク、カントリ	同左	

	ーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用で関する事項の決定を行うほか、運用で調理の指図に関する検証規程」におり、投資信託財産の運用の指図に対力をででは、投資信託的会議に対力を担望に対して、大きな、投資信託的会議に対けるファンドの運用のおります。また、ファンドの運用のおります。また、ファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・アンドの運用パフォーマンスの分析・検証・アンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの運用パフォー会議におけるファンドの組入を開発が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項	期目	別	第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現在)	第 29 特定期間末 (2025 年 7 月 18 日現在)
1.	貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全 て時価で評価しているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 特定期間	第 29 特定期間
自 2024年7月19日	自 2025年1月21日
至 2025年1月20日	至 2025年7月18日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

	第 29 特定期間	
	自 2025年1月21日	
	至 2025年7月18日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 28 特定期 (2025 年 1 月 20		第 29 特定期 (2025 年 7 月 18	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	22, 945, 954, 100 円	期首元本額	20, 840, 555, 279 円
期中追加設定元本額	112, 439, 085 円	期中追加設定元本額	329, 460, 873 円
期中一部解約元本額	2, 217, 837, 906 円	期中一部解約元本額	2, 023, 883, 456 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 28 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日現在)

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△94, 809, 8
親投資信託受益証券	9, 6
슴計	△94, 800, 1

第29特定期間末(2025年7月18日現在)

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	241, 353, 915
親投資信託受益証券	12, 914
슴計	241, 366, 829

3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 1. 有価証券明細表
 - ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(ユーロ)	1, 387, 091. 4689	10, 160, 445, 009	
	計	銘柄数:1	1, 387, 091. 4689	10, 160, 445, 009	
		組入時価比率:98.0%		100.0%	
	投資信託受益証券合計			10, 160, 445, 009	
親投資信託受益 証券	日本円 マネー・リクイディティ・マザー ァンド		32, 283, 933	32, 342, 044	
	計	銘柄数:1	32, 283, 933	32, 342, 044	
j		組入時価比率: 0.3%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			32, 342, 044	
	合計			10, 192, 787, 053	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

- 2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース」「欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース」は、「マネー・リクイディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネー・リクイディティ・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	期	引 注記番	2025年1月20日現在	2025 年 7月 18 日現在
科目		号	金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			7, 163, 821	18, 264, 664
コール・ローン			60, 008, 319	124, 698, 538
国債証券			_	109, 917, 277
特殊債券			285, 127, 554	164, 962, 656
未収利息			286, 589	119, 903
前払費用			60, 886	_
流動資産合計			352, 647, 169	417, 963, 038
資産合計			352, 647, 169	417, 963, 038
負債の部				
流動負債				
未払金			_	44, 955, 585
流動負債合計			-	44, 955, 585
負債合計			-	44, 955, 585
純資産の部				
元本等				
元本		*1	352, 695, 816	372, 344, 271
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)			△48, 647	663, 182
元本等合計			352, 647, 169	373, 007, 453
純資産合計		*3	352, 647, 169	373, 007, 453
負債純資産合計			352, 647, 169	417, 963, 038

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別項 目	自 2025 年 1 月 21 日 至 2025 年 7 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025 年 1 月 20 日現在			2025 年 7月 18 日現在	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数		*1.	当該計算期間の末日における受益権の	総数
	352	2, 695, 816 □			372, 344, 271 □
2.	投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の に規定する額 元本の欠損	6 第 10 号 48,647 円	2.	投資信託財産の計算に関する規則第 55 に規定する額 元本の欠損	5条の6第10号
*3.	当該計算期間の末日における1単位当たりの 額	つ純資産の	* 3.	当該計算期間の末日における1単位当 額	たりの純資産の
	1口当たりの純資産額	0.9999 円		1口当たりの純資産額	1.0018円
	(10,000 口当たりの純資産額	9,999円)		(10,000 口当たりの純資産額	10,018円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別項 目	自 2024 年 7月 19 日 至 2025 年 1月 20 日	自 2025年1月21日 至 2025年7月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象と して運用することを目的としておりま す。	同左
	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改 廃、運用ガイドライン等運用のリスク管 理に関する事項の決定を行うほか、運用	同左

部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマン議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

_						
項		朝 別	2025 年 1月 20 日現在	2025 年 7月 18 日現在		
1.	貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全 て時価で評価しているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。	同左		
2.	時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左		

(その他の注記)

1. 元本の移動

2025 年 1 月 20 日現在					
投資信託財産に係る元本の状況					
期首	2024年7月19日				
期首元本額	303, 322, 059 円				
期首より 2025 年 1月 20 日までの追加設定元本額	63, 399, 132 円				
期首より 2025 年 1月 20 日までの一部解約元本額	14, 025, 375 円				
期末元本額	352, 695, 816 円				
2025 年 1月 20 日現在の元本の内訳(*)					
欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース	7, 683, 998 円				
欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース	32, 283, 933 円				
米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジあり)	344, 994 円				
米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジなし)	3, 442, 714 円				
欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース	1,001,407円				
欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース	2, 762, 654 円				
米国ネクストビジョンファンド(為替ヘッジあり)	9, 078, 223 円				
米国ネクストビジョンファンド(為替ヘッジなし)	114, 133, 661 円				
高成長ASEAN小型株式ファンド	13, 242, 404 円				
シン・インド割安成長株ファンド	98, 395, 402 円				
アジア半導体関連フォーカスファンド	53, 509, 922 円				
オール・カントリー好配当リバランスオープン(資産成長型)	4, 926, 994 円				
オール・カントリー好配当リバランスオープン(年4回決算型)	11, 889, 510 円				
次世代AI株式戦略ファンド	一円				

2025 年 7月 18 日現在					
投資信託財産に係る元本の状況					
期首	2025年1月21日				
期首元本額	352, 695, 816 円				
期首より 2025 年 7月 18 日までの追加設定元本額	68, 902, 159 円				
期首より 2025 年 7月 18 日までの一部解約元本額	49, 253, 704 円				
期末元本額	372, 344, 271 円				
2025 年 7月 18 日現在の元本の内訳(*)					
欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース	5, 686, 993 円				
欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース	32, 283, 933 円				
米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジあり)	一円				
米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジなし)	一円				
欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース	1,001,407円				
欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース	2, 762, 654 円				
米国ネクストビジョンファンド(為替ヘッジあり)	9, 078, 223 円				
米国ネクストビジョンファンド(為替ヘッジなし)	114, 133, 661 円				
高成長ASEAN小型株式ファンド	8,744,652 円				
シン・インド割安成長株ファンド	88, 412, 373 円				
アジア半導体関連フォーカスファンド	28, 515, 722 円				
オール・カントリー好配当リバランスオープン(資産成長型)	5, 927, 094 円				
オール・カントリー好配当リバランスオープン(年4回決算型)	22, 880, 326 円				
次世代AI株式戦略ファンド	52, 917, 233 円				

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025年1月20日現在

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△164, 868
승카	△164, 868

2025年7月18日現在

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	_
特殊債券	345
슴콹	345

3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

附属明細表

- 1. 有価証券明細表
 - ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第1303回国庫短期証券	30, 000, 000	29, 994, 374	
		第1316回国庫短期証券	35, 000, 000	34, 967, 318	
		第1320回国庫短期証券	45, 000, 000	44, 955, 585	
	計	銘柄数:3	110, 000, 000	109, 917, 277	
		組入時価比率: 29.5%		40.0%	
	国債証券合計	·		109, 917, 277	
特殊債券	日本円	第254回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	35, 000, 000	34, 999, 480	
		第256回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	40, 000, 000	39, 991, 844	
		第258回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	30, 000, 000	29, 987, 550	
		第261回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	40, 000, 000	39, 998, 310	
		第79回政府保証地方公共団体金融 機構債券	20, 000, 000	19, 985, 472	
	計	銘柄数:5	165, 000, 000	164, 962, 656	
		組入時価比率: 44.2%		60.0%	
	特殊債券合計			164, 962, 656	
	合計			274, 879, 933	

⁽注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

^{2.} デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

以下は、DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの監査報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

収入および支出の計算書

自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

I. 収益		
1. 受取利息(有価証券、源泉税控除前)	EUR	17, 979, 391. 85
2. 受取利息(流動資産、源泉税控除前)	EUR	322, 908. 97
3. 有価証券貸付による収益	EUR	229, 729. 87
4. 源泉徴収税	EUR	△ 29, 795. 99
5. その他収益	EUR	1,671.90
収益合計	EUR	18, 503, 906. 60
Ⅱ.費用		
1. 支払利息	EUR	△ 567. 99
2. 運用報酬	EUR	△ 2, 812, 238. 25
内訳:		
—————————————————————————————————————	EUR △2, 782, 669. 24	
事務管理報酬	EUR △ 29, 569. 01	·
3. 保管費用 ⁽¹⁾	EUR	11, 260. 63
4. 監査費用、弁護士費用及び印刷費用	EUR	△ 27, 922. 38
5. 申込税	EUR	△ 30, 120. 72
6. その他費用	EUR	△ 139, 705. 56
内訳:		
融資収入による成功報酬	EUR △ 68, 918. 96	
その他	EUR △ 70, 786. 60	
費用合計	EUR	△ 2,999,294.27
Ⅲ. 純投資収益	EUR	15, 504, 612. 33
IV. 売却取引		
1. 実現利益	EUR	81, 577, 999. 18
2. 実現損失	EUR	△ 8, 415, 316. 39
譲渡益/譲渡損	EUR	73, 162, 682. 79
	Lox	10, 102, 002. 13
V. 当年度実現損益	EUR	88, 667, 295. 12
A depart of the M.		
1. 未実現評価益	EUR	17, 425, 922, 72
2. 未実現評価損	EUR	△12, 195, 868. 26
VI. 当年度未実現損益	EUR	5, 230, 054. 46
VII. 当年度純利益/純損失	EUR	93, 897, 349. 58
(1) MM/1/ A MY 28 A T 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		

⁽¹⁾ 還付金等が含まれております。

Investment portfolio - December 31, 2024

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the repo	Sales/ disposals rting period		Market price	Total market value in EUR	% of net assets
Securities traded on an exchange							296 343 247.17	96.16
Equities Casino Guichard Perrachon SA	Count	15 167	15 167		EUR	1.071	16 249.92	0.01
Interest-bearing securities 7.558 % 888 Acquisitions Ltd -Reg- (MTN) 2022/2027	EUR	2 000 000			%	97.892	1957840.00	0.64
3.248 % Abertis Infraestructuras Finance BV 2020/perpetual * 2.625 % Abertis Infraestructuras Finance BV 2021/perpetual *	EUR EUR	300 000 1 000 000		1700 000	% %	99.458 97.079	298 374.00 970 790.00	0.10 0.32
4.87 % Abertis Infraestructuras Finance BV 2021/perpetual *	EUR	700 000	700 000		%	102.591	718 137.00	0.23
6.375 % ABN AMRO Bank NV 2024/perpetual *	EUR	300 000	300 000		%	103.052	309 156.00	0.10
2.625 % Accor SA 2019/perpetual *	EUR	1000000	500,000	600 000	%	99.552	995 520.00	0.32
6.375 % AccorInvest Group SA (MTN) 2024/2029	EUR EUR	503 000 1 119 100	503 000 1 119 100		% %	105.38 103.884	530 061.40 1162 565.84	0.17 0.38
9.50 % Adler Pelzer Holding GmbH -Reg- 2023/2027 **	EUR	1200 000	560 000		%	96.034	1152 408.00	0.37
4.25 % Afflelou SAS (MTN) 2021/2026	EUR	300 000			%	100.175	300 525.00	0.10
6.25 % AIB Group Pic 2020/perpetual *	EUR	990 000	4040000		%	101.099	1 000 880.10	0.32
14.50 % AIR BALTIC CorpReg- (MTN) 2024/2029	EUR EUR	1042 000 500 000	1042 000		% %	113.232 112.726	1179 877.44 563 630.00	0.38 0.18
3.875 % Allwyn International AS -Reg- (MTN) 2020/2027 5.00 % Almayiva-The Italian Innovation Co., SpA (MTN)	EUR	770 000			%	100.048	770 369.60	0.25
2024/2030	EUR	956 000	956 000		%	101.865	973 829.40	0.32
0.50 % alstria office REIT - AG (MTN) 2019/2025 **	EUR	400 000	400 000		%	95.949	383 796.00	0.12
1.50 % alstria office REIT - AG (MTN) 2020/2026	EUR EUR	400 000 1 000 000	400 000 1500 000	1000000	% %	94.426 99.275	377 704.00 992 750.00	0.12 0.32
3.00 % Altice Financing SA -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	1500 000	1000 000	1000 000	%	77.983	1169 745.00	0.32
4.25 % Altice Financing SA -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	500 000		500 000	%	76.3	381 500.00	0.12
3.375 % Altice France SA -Reg- (MTN) 2019/2028	EUR	500 000	FF0.000		%	75.923	379 615.00	0.12
6.625 % Amber Finco Plc -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR EUR	556 000 1500 000	556 000 1 500 000		% %	105.951 98.834	589 087.56 1 482 510.00	0.19 0.48
4.625 % APCOA Parking Holdings GmbH -Reg- (MTN) 2021/2027	EUR	400 000	1000 000		%	100.089	400 356.00	0.13
2.125 % Ardagh Packaging Finance Plc Via Ardagh								
Holdings USA, IncReg- (MTN) 2020/2026	EUR	500 000	500 000		%	89.721	448 605.00	0.15
5.75 % Asmodee Group AB -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR EUR	439 000 660 000	439 000		%	103.475 98.402	454 255.25 649 453.20	0.15 0.21
6.625 % ASR Nederland NV 2017/perpetual *	EUR	700 000	700 000		%	105.051	735 357.00	0.24
6.25 % Assemblin Caverion Group AB -Reg- (MTN)								
2024/2030	EUR	452 000	452 000		% %	104.735	473 402.20	0.15
3.875 % Avantor Funding, IncReg- (MTN) 2020/2028	EUR EUR	500 000 600 000			%	100.018 99.393	500 090.00 596 358.00	0.16 0.19
7.25 % Avis Budget Finance Plc -Reg- (MTN) 2023/2030	EUR	1140 000	640 000		%	105.213	1199 428.20	0.39
7.00 % Avis Budget Finance Plc -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	400 000	720 000	320 000	%	105.022	420 088.00	0.14
6.375 % AXA SA (MTN) 2024/perpetual *	EUR EUR	290 000 430 000	290 000		% %	107.765 103.384	312 518.50 444 551.20	0.10 0.14
8.125 % Banco Comercial Portugues SA 2024/perpetual *	EUR	200 000	200 000		%	108.425	216 850.00	0.07
2.00 % Banco de Sabadell SA (MTN) 2020/2030 *	EUR	1 000 000			%	99.85	998 500.00	0.32
2.50 % Banco de Sabadell SA (MTN) 2021/2031	EUR	600 000		600 000	%	99.166	594 996.00	0.19
5.75 % Banco de Sabadell SA 2021/perpetual *	EUR EUR	800 000 000 008			% %	100.639 111.621	805 112.00 892 968.00	0.26 0.29
7.00 % Banco Santander SA 2024/perpetual *	EUR	800 000	800 000		%	105.923	847 384.00	0.28
5.308 % Bank Millennium SA (MTN) 2024/2029 *	EUR	322 000	322 000		%	102.157	328 945.54	0.11
6.75 % Bank of Ireland Group Plc (MTN) 2022/2033 *	EUR	180 000	005.000		%	108.076	194 536.80	0.06
6.375 % Bank of Ireland Group Plc 2024/perpetual *	EUR EUR	335 000 1100 000	335 000		% %	102.709 94.478	344 075.15 1 039 258.00	0.11 0.34
7.375 % Bankinter SA 2023/perpetual *	EUR	400 000	200 000		%	106.095	424 380.00	0.14
3.125 % Bayer AG 2019/2079 *	EUR	1000000			%	94.333	943 330.00	0.31
5.375 % Bayer AG 2022/2082 *	EUR	3 500 000	000 000		%	98.045	3 431 575.00	1.11
5.50 % Bayer AG 2024/2054 *	EUR	800 000	800 000		%	100.07	800 560.00	0.26
2023/2028	EUR	400 000		250 000	%	105.714	422 856.00	0.14
5.25 % BK LC Lux Finco1 Sarl -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR EUR	1700 000 460 000		800 000	% %	101.518 104.993	1725 806.00 482 967.80	0.56 0.16
3.75 % British American Tobacco Pic 2021/perpetual *	EUR	500 000			%	96.744	483 720.00	0.16
5.125 % British Telecommunications Plc (MTN) 2024/2054 *	EUR	1020000	1020000		%	103.815	1 058 913.00	0.34
7.496 % Bubbles Bidco SPA - Reg- (MTN) 2024/2031*	EUR	683 000	683 000		%	100.013	683 088.79	0.22
8.25 % CaixaBank SA 2023/perpetual *	EUR EUR	1200 000 600 000	600 000		% %	110.816 109.759	1329 792.00 658 554.00	0.43 0.21
5.625 % California Buyer Ltd Via Atlantica Sustainable	LUK	000 000	000 000		70	103./33	000 004.00	V.Z1
Infrastructure Plc-Reg- (MTN) 2024/2032		795 000	795 000		%	104.394	829 932.30	0.27
3.125 % Castellum AB 2021/perpetual *	EUR	750 000	750 000		%	96.244	721 830.00	0.23
0.875 % Castellum Helsinki Finance Holding Abp (MTN) 2021/2029	EUR	500 000	500 000		%	87.767	438 835.00	0.14
6.25 % CECONOMY AG -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	1053 000	1053000		% %	103.501	1089 865.53	0.14
4.375 % Cheplapharm Arzneimittel GmbH -Reg- (MTN) 2								
020/2028	EUR	500 000	400.000	740 000	%	92.902	464 510.00	0.15
4.50 % Cirsa Finance International Sarl (MTN) 2021/2027 10.375 % Cirsa Finance International Sarl (MTN) 2022/2027	EUR EUR	400 000 1 197 000	400 000	133 000	% %	99.812 105.743	399 248.00 1 265 743.71	0.13 0.41

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the repo	Sales/ disposals orting period		Market price	Total market value in EUR	% of net assets
7.556 % Cirsa Finance International Sarl -Reg- (MTN)								
2023/2028 *	EUR	1150 000	600 000		%	101.5	1167 250.00	0.38
2023/2028	EUR EUR	170 000 991 000	170 000 991 000		% %	105.992 104.715	180 186.40 1 037 725.65	0.06 0.34
6.125 % Commerzbank AG 2020/perpetual *	EUR	1600 000	331000		%	101.099	1617 584.00	0.52
1.375 % Commerzbank AG (MTN) 2021/2031*	EUR	500 000		1000000	%	95.973	479 865.00	0.16
5.00 % Consolidated Energy Finance SA (MTN) 2021/2028 3.125 % Constellium SE-Reg- (MTN) 2021/2029	EUR EUR	3 000 000 1 500 000			% %	87.408 95.213	2 622 240.00 1 428 195.00	0.85 0.46
2.75 % ContourGlobal Power Holdings SA -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	700 000			%	99.213	694 491.00	0.23
3.125 % ContourGlobal Power Holdings SA -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	530 000			%	96.423	511 041.90	0.17
3.25 % Cooperatieve Rabobank UA 2019/perpetual *	EUR	2 000 000		600 000	%	96.796	1935920.00	0.63
3.875 % Coty, IncReg- (MTN) 2021/2026	EUR	500 000	400.000	1000000	%	100.221	501105.00	0.16
4.50 % Coty, IncReg- 2024/2027	EUR EUR	408 000 600 000	408 000 600 000		% %	102.358 79.387	417 620.64 476 322.00	0.14 0.15
7.25 % Credit Agricole SA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	700 000	000 000		%	106.492	745 444.00	0.24
6.50 % Credit Agricole SA (MTN) 2024/perpetual *	EUR	600 000	600 000		%	103.562	621 372.00	0.20
3.375 % Crown European Holdings SA -Reg- (MTN) 2015/2025 5.00 % Crown European Holdings SA -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR	500 000		500 000	%	100	500 000.00	0.16
4.50 % Crown European Holdings SACA -Reg- (MTN)		720 000			%	105.701	761 047.20	0.25
2024/2030	EUR EUR	656 000 750 000	656 000 750 000		% %	103.622 92.425	679 760.32 693 187.50	0.22 0.23
4.625 % Cullinan Holdco Scsp -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	200 000	750 000	1400 000	%	94.097	188 194.00	0.06
7.929 % Cullinan Holdco Scsp-Reg- (MTN) 2021/2026 *	EUR	300 000	300 000	380 000	%	94.496	283 488.00	0.09
8.50 % Dana Financing Luxembourg Sarl -Reg- (MTN) 2023/2031	EUR	1000 000	500 000		%	109.732	1097320.00	0.36
2.25 % DIC Asset AG (MTN) 2021/2026	EUR	1100 000	000 000	1300 000	%	61.132	672 452.00	0.22
2.625 % Drax Finco Plc (MTN) 2020/2025	EUR	1200 000			%	99.212	1190 544.00	0.39
2.00 % Dufry One BV (MTN) 2019/2027	EUR EUR	1 000 000 580 000			%	97.469 99.546	974 690.00 577 366.80	0.32 0.19
1.875 % EDP - Energias de Portugal SA 2021/2081*	EUR	2 000 000			%	97.705	1954100.00	0.63
1.875 % EDP - Energias de Portugal SA 2021/2082 *	EUR	1000000		400.000	%	91.595	915 950.00	0.30
5.943 % EDP - Energias de Portugal SA (MTN) 2023/2083 * . 4.625 % EDP SA 2024/2054 *	EUR EUR	600 000 1 100 000	1100 000	400 000	%	105.36 101.961	632 160.00 1 121 571.00	0.21 0.36
5.50 % eDreams ODIGEO SA -Reg- (MTN) 2022/2027 **	EUR	700 000	1100000		%	101.44	710 080.00	0.23
3.50 % eircom Finance DAC (MTN) 2019/2026	EUR	500 000			%	99.683	498 415.00	0.16
5.75 % eircom Finance DAC (MTN) 2024/2029	EUR EUR	333 000 3 000 000	333 000	800 000	% %	104.929 93.455	349 413.57	0.11 0.91
5.625 % Electricité de France SA 2020/perpetual *	EUR	400 000	400 000	800 000	%	103.481	2 803 650.00 413 924.00	0.13
3.75 % Elior Group SA (MTN) 2021/2026	EUR	800 000			%	99.376	795 008.00	0.26
5.875 % ELO SACA (MTN) 2024/2028	EUR EUR	1700 000 1600 000	1700 000		%	87.709 90.689	1491053.00 1451024.00	0.48 0.47
6.375 % EMRLD Borrower LP Via Emerald Co-Issuer,	EUR	1560 000	500 000		%	105.843	1651150.80	0.54
IncReg- (MTN) 2023/2030	EUR	800 000	500 000		%	87.742	701 936.00	0.23
6.875 % Energia Group Roi Financeco DAC -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR	1600 000			%	104.923	1678768.00	0.54
5.875 % Engineering - Ingegneria Informatica - SpA -Reg-								
(MTN) 2020/2026 **	EUR EUR	1200 000 1000 000			%	99.596 97.288	1 195 152.00 972 880.00	0.39 0.32
7.875 % Ephios Subco 3 Sarl -Reg- (MTN) 2023/2031	EUR	440 000			%	109.053	479 833.20	0.16
6.50 % Eramet SA (MTN) 2024/2029	EUR	500 000	500 000		%	97.141	485 705.00	0.16
7.00 % Erste Group Bank AG 2024/perpetual *	EUR EUR	600 000 1520 000	600 000 1520 000		%	106.343 106.335	638 058.00 1 616 292.00	0.21 0.52
9.75 % Eutelsat SA -Reg- (MTN) 2024/2029 **	EUR	390 000	390 000		%	94.672	369 220.80	0.12
8.518 % EVOCA SpA -Reg- (MTN) 2024/2029 *	EUR	1 000 000 917 304	1420 000	420 000	%	100.558	1005 580.00	0.33 0.28
3.375 % Explorer II AS (MTN) 2020/2025 **	EUR EUR	400 000	500 000 740 000	68 494 340 000	% %	92.606 100.921	849 478.54 403 684.00	0.28
10.00 % Fiber Midco Spa -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	790 000	790 000	0.0000	%	104.018	821742.20	0.27
5.00 % Flutter Treasury Designated Activity Co-Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	400 000	400 000		%	104.275	417 100.00	0.14
3.125 % Forvia SE (MTN) 2019/2026	EUR	1000 000	-100 000		%	98.908	989 080.00	0.14
2.375 % Forvia SE (MTN) 2019/2027	EUR	500 000			%	95.173	475 865.00	0.15
3.75 % Forvia SE (MTN) 2020/2028	EUR EUR	1000 000 325 000		1305000	% %	97.452 103.441	974 520.00 336 183.25	0.32 0.11
5.50 % Forvia SE (MTN) 2024/2031	EUR	800 000	800 000	1303000	%	99.972	799776.00	0.26
5.25 % Fressnapf Holding SE (MTN) 2024/2031	EUR	1085 000	1085 000		%	103.266	1120 436.10	0.36
0.01 % Frigo Debtco Plc 2024/2026	EUR EUR	300 000 2 215 637	300 000 170 435	1	% %	100 30.88	300 000.00 684 188.71	0.10 0.22
5.375 % Galapagos SA -Reg- (MTN) 2014/2021	EUR	187 500	1/0430	1	%	0	0.19	0.00
4.434 % Galapagos SA -Reg- (MTN) 2014/2021	EUR	266 400			%	0	0.27	0.00
3.50 % Getlink SE (MTN) 2020/2025	EUR	2 000 000	740.000		% %	99.872	1997 440.00	0.65
6.75 % Goldstory SAS -Reg- (MTN) 2024/2030	EUR	740 000	740 000			104.661	774 491.40	0.25
(MTN) 2021/2029	EUR	1600 000			% %	95.581	1529 296.00	0.50
10.25 % Green Bidco SA -Reg- (MTN) 2023/2028 **	EUR EUR	1 000 000 500 000	500 000		%	83.608 104.961	836 080.00 524 805.00	0.27 0.17
7.125 % Grifols SA -Reg- (MTN) 2024/2030	EUR	806 000	806 000		%	103.095	830 945.70	0.27
4.125 % Gruenenthal GmbH - Reg- (MTN) 2021/2028	EUR EUR	2 000 000		290 000	% %	100.369	2 007 380.00	0.65
0.75 % Gruenential Gillon -Reg- (PHTN) 2023/2030	CUR	360 000			70	106.98	385 128.00	0.13

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the repo	Sales/ disposals orting period		Market price	Total market value in EUR	% of net assets
3.50 % Grupo Antolin-Irausa SA -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	500 000			%	73.715	368 575.00	0.12
6.25 % Heimstaden Bostad AB 2024/perpetual *	EUR	368 000	368 000		%	100.751	370 763.68	0.12
0.75 % Heimstaden Bostad Treasury BV (MTN) 2021/2029 . 9.00 % House of HR Group BV -Reg- (MTN) 2022/2029	EUR EUR	500 000 1 200 000	500 000		% %	86.618 100	433 090.00 1200 000.00	0.14 0.39
4.25 % Huhtamaki Oyj (MTN) 2022/2027	EUR	1500 000			%	102.54	1538100.00	0.50
8.523 % Iceland Bondco Pic -Reg- 2023/2027 *	EUR	500 000	040.000		%	101.394	506 970.00	0.16
4.25 % IGT Lottery Holdings BV -Reg- (MTN) 2024/2030 8.75 % IHO Verwaltungs GmbH -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR EUR	940 000 1600 000	940 000 300 000	500 000	% %	101.839 105.75	957 286.60 1 692 000.00	0.31 0.55
5.625 % Iliad Holding SASU -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	1000 000	555 555	000 000	%	102.63	1026 300.00	0.33
6.875 % Iliad Holding SASU -Reg- (MTN) 2024/2031	EUR	1060 000	1060 000		%	107.562	1140 157.20	0.37
5.375 % Iliad Holding SASU -Reg- (MTN) 2024/2030	EUR EUR	410 000 800 000	410 000		% %	102.982 104.887	422 226.20 839 096.00	0.14 0.27
5.375 % iliad SA (MTN) 2023/2029	EUR	900 000			%	105.924	953 316.00	0.31
4.25 % iliad SA (MTN) 2024/2029	EUR	400 000	400 000		%	101.884	407 536.00	0.13
(MTN) 2024/2029 *	EUR EUR	940 000 300 000	940 000 500 000	200 000	% %	100.65 105.104	946 110.00 315 312.00	0.31 0.10
6.75 % INEOS Quattro Finance 2 Plc -Reg- (MTN) 2024/2030	EUR	778 000	778 000	200 000	%	103.923	808 520.94	0.10
8.50 % INEOS Quattro Finance 2 Plc -Reg- (MTN) 2023/2029 10.00 % International Design Group SPA -Reg- (MTN)	EUR	500 000		100 000	%	107.202	536 010.00	0.17
2023/2028	EUR	450 000		50 000	%	108.331	487 489.50	0.16
7.75 % Intesa Sanpaolo SpA 2017/perpetual *	EUR	1500 000		1000000	%	105.915	1588725.00	0.52
5.875 % Intesa Sanpaolo SpA (MTN) 2020/perpetual *	EUR EUR	2 000 000 500 000			% %	100.198 103.97	2 003 960.00 519 850.00	0.65 0.17
9.125 % Intesa Sanpaolo SpA 2023/perpetual *	EUR	360 000			%	115.632	416 275.20	0.14
3.50 % Intrum AB -Reg- (MTN) 2019/2026	EUR	1200 000	1200 000		%	72.696	872 352.00	0.28
2.875 % IQVIA, IncReg- (MTN) 2017/2025	EUR EUR	300 000 2 300 000	300 000		% %	99.551 97.947	298 653.00 2 252 781.00	0.10 0.73
2.25 % IQVIA, IncReg- (MTN) 2021/2029	EUR	600 000			%	95.439	572 634.00	0.19
8.845 % Italmatch Chemicals SpA -Reg- (MTN) 2023/2028 * .	EUR	600 000		1340 000	%	101.39	608 340.00	0.20
3.625 % James Hardie International Finance DAC -Reg- (MTN) 2018/2026	FUD	1200.000	200,000		%	100 000	1 201 000 00	0.42
5.125 % Kaixo Bondco Telecom SA (MTN) 2021/2029	EUR EUR	1 300 000 500 000	300 000		%	100.082 102.011	1 301 066.00 510 055.00	0.42 0.17
4.25 % Kleopatra Finco Sarl -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1200000	400 000	1200 000	%	92.136	1105 632.00	0.36
6.50 % Kleopatra Holdings 2 SCA -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1000 000		400 000	%	79.34	793 400.00	0.26
2.00 % Koninklijke KPN NV 2019/perpetual *	EUR EUR	600 000 340 000			% %	99.664 106.431	597 984.00 361 865.40	0.19 0.12
3.75 % Kronos International, IncReg- (MTN) 2017/2025	EUR	247 000		1753 000	%	99.563	245 920.61	0.08
9.50 % Kronos International, IncReg- (MTN) 2024/2029	EUR	1703 000	1703 000		%	110.1	1875 003.00	0.61
8.50 % La Financiere Atalian SASU 2024/2028	EUR EUR	1649622 1500000	1649 622		% %	46.044 99.235	759 551.95 1 488 525.00	0.25 0.48
5.75 % Lenzing AG 2020/perpetual *	EUR	2 000 000			%	98.112	1962 240.00	0.64
6.50 % Loarre Investments Sarl (MTN) 2022/2029	EUR	1110 000			%	103.401	1147 751.10	0.37
4.00 % Lorca Telecom Bondco SA -Reg- (MTN) 2020/2027 7.125 % Lottomatica SpA -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR EUR	2100 000 300 000			% %	100.231 105.203	2 104 851.00 315 609.00	0.68 0.10
7.505 % Lottomatica SpA -Reg- (MTN) 2023/2020 *	EUR	400 000			%	101.774	407 096.00	0.13
6.755 % Lottomatica SpA -Reg- (MTN) 2024/2031*	EUR	330 000	330 000		%	101.501	334 953.30	0.11
6.375 % Loxam SAS (MTN) 2023/2028	EUR EUR	600 000 1700 000	220 000		% %	104.316 98.744	625 896.00 1678 648.00	0.20 0.54
7.25 % LSF XI Magpie Bidco Sarl -Reg- (MTN) 2022/2027 5.625 % Lune Holdings Sarl -Reg- (MTN) 2021/2028 **	EUR	500 000	220 000	1500 000	%	76.595	382 975.00	0.54
6.50 % Mahle GmbH -Reg- (MTN) 2024/2031	EUR	200 000	460 000	260 000	%	98.523	197 046.00	0.06
6.125 % Marcolin SpA -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR EUR	1700 000			% %	100.763 99.269	1712 971.00	0.56
3.125 % Matterhorn Telecom SA -Reg- (MTN) 2019/2026		1500 000					1489 035.00	0.48
(MTN) 2020/2030 *	EUR EUR	590 000 800 000			% %	98.881 97.554	583 397.90 780 432.00	0.19 0.25
7.00 % Mobilux Finance SAS -Reg- (MTN) 2024/2030	EUR	670 000	670 000		%	104.291	698 749.70	0.23
8.75 % Monitchem HoldCo 3 SA -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR	800 000	500 000		%	103.687	829 496.00	0.27
4.75 % Mundys SpA (MTN) 2024/2029	EUR EUR	690 000 811 000	690 000 811 000		% %	104.844 103.362	723 423.60 838 265.82	0.23 0.27
8.00 % National Bank of Greece SA (MTN) 2023/2034 *	EUR	500 000	311000		%	115.169	575 845.00	0.27
E 97E 9/ National Bank of Crosco SA (MTN) 2024/2025 *	EUR	600 000	600 000		%	108.58	651 480.00	0.21
7.125 % Neopharmed Gentili SPA -Reg (MTN) 2024/2030	EUR EUR	920 000 800 000	920 000		% %	106.282 105.992	977 794.40 847 936.00	0.32 0.28
4.25 % Nexans SA (MTN) 2023/2028	EUR	600 000	600 000		% %	102.396	614 376.00	0.28
4.125 % Nexans SA (MTN) 2024/2029	EUR	700 000	1400 000	700 000	%	102.497	717 479.00	0.23
1.625 % Nexi SpA (MTN) 2021/2026	EUR	800 000		E00 107	%	97.855	782 840.00	0.25
 7.50 % Nidda Healthcare Holding GmbH -Reg- 2022/2026 7.00 % Nitrogenmuvek Vegyipari Zrt -Reg- (MTN) 2018/2025 	EUR EUR	990 893 3 400 000		509 107 1 000 000	% %	103.106 64.971	1 021 670.36 2 209 014.00	0.33 0.72
6.375 % NN Group NV 2024/perpetual *	EUR	810 000	810 000		%	105.143	851 658.30	0.28
2.50 % Nomad Foods Bondco Plc (MTN) 2021/2028	EUR	1570 000			%	96.09	1508 613.00	0.49
3.375 % Novelis Sheet Ingot GmbH (MTN) 2021/2029	EUR EUR	1 000 000 399 000	399 000		% %	96.275 104.93	962 750.00 418 670.70	0.31 0.14
6.25 % OI European Group BV -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR	600 000	333 000		%	104.016	624 096.00	0.20
9.625 % Olympus Water US Holding CorpReg- (MTN) 2 023/2028	EUR	1800 000	300 000		%	106.541	1917738.00	0.62
7.75 % ONE Hotels GmbH -Reg- (MTN) 2024/2031	EUR	1400 000	1400 000		%	107.882	1510348.00	0.49
2.875 % Optics Bidco SpA (MTN) 2024/2026	EUR EUR	1 000 000 2 000 000	3 310 000 2 000 000	2 310 000	% %	99.549 96.835	995 490.00 1 936 700.00	0.32
6.875 % Optics Bidco SpA (MTN) 2024/2027	EUR	416 000	416 000		%	109.04	453 606.40	0.63
7.875 % Optics Bidco SpA 2024/2028	EUR	342 000	342 000		%	113.23	387 246.60	0.13
7.75 % Optics Bidco SpA (MTN) 2024/2033	EUR	1000000	1000 000		%	123.806	1238 060.00	0.40

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the repo	Sales/ disposals orting period		Market price	Total market value in EUR	% of net assets
2.875 % Organon & Co. Via Organon Foreign Debt Co-Issuer								
BV -Reg- (MTN) 2021/2028		1500 000			%	97.498	1462 470.00	0.47
5.125 % Orsted AS 2024/3024 *		630 000 770 000	630 000		% %	103.982 105.814	655 086.60 814 767.80	0.21 0.26
4.75 % PCF GmbH -Reg- (MTN) 2021/2029		499 900	9 900	500 000	%	83.37	416 766.63	0.14
3.00 % Permanent TSB Group Holdings Plc (MTN) 2021/2031 *		500 000			%	98.985	494 925.00	0.16
6.625 % Permanent TSB Group Holdings Plc (MTN) 2023/2028 *	EUR	600 000			%	107.208	643 248.00	0.21
5.375 % Perrigo Finance Unlimited Co (MTN) 2024/2032		300 000	300 000		%	103.912	311 736.00	0.10
4.75 % Petroleos Mexicanos 2018/2029		667 000			%	92.254	615 334.18	0.20
7.25 % PEU Fin Plc -Reg- (MTN) 2023/2028		700 000		330 000	%	104.8	733 600.00	0.24
4.75 % PHM Group Holding Oy -144A- (MTN) 2021/2026		770 000 700 000	700 000		% %	99.738 104.475	767 982.60 731 325.00	0.25 0.24
6.50 % Piaggio & C SpA (MTN) 2023/2030 **		500 000	700 000	690 000	%	107.28	536 400.00	0.17
8.25 % Pinnacle Bidco Plc -Reg- (MTN) 2023/2028		1200 000	360 000		%	106.309	1275708.00	0.41
5.00 % Piraeus Bank SA (MTN) 2024/2030 *		1050 000	1050 000		%	105.816	1 111 068.00	0.36
4.625 % Piraeus Bank SA (MTN) 2024/2029 *		217 000	217 000		%	103.625	224 866.25	0.07
7.25 % Piraeus Financial Holdings SA (MTN) 2024/2034 * . 5.375 % Piraeus Financial Holdings SA (MTN) 2024/2035 *		500 000 295 000	500 000 295 000		% %	110.931 104.785	554 655.00 309 115.75	0.18 0.10
6.00 % PLT VII Finance Sarl -Reg- (MTN) 2024/2031		1026 000	1026 000		%	105.404	1081445.04	0.35
3.25 % PPF Telecom Group BV (MTN) 2020/2027		800 000			%	99.503	796 024.00	0.26
12.00 % Preem Holdings AB -Reg- (MTN) 2022/2027		800 000	180 000	100 000	%	106.038	848 304.00	0.28
3.25 % Pro-Gest SpA -Reg- (MTN) 2017/2024		4 000 000	000 000		%	16.546	661 840.00	0.21
5.125 % ProGroup AG -Reg- (MTN) 2024/2029 **	EUR EUR	600 000 400 000	600 000 400 000		% %	98.479 98.03	590 874.00 392 120.00	0.19 0.13
9.00 % Project Grand UK Plc -Reg- (MTN) 2024/2029		511 000	511 000		%	105.41	538 645.10	0.17
6.50 % RAY Financing LLC -Reg- (MTN) 2024/2031		860 000	860 000		%	104.804	901 314.40	0.29
3.25 % RCS & RDS SA -Reg- (MTN) 2020/2028		500 000		600 000	%	96.812	484 060.00	0.16
8.481 % Reno de Medici SpA -Reg- (MTN) 2024/2029 * **		1500 000	1500 000		%	85.529	1282 935.00	0.42
2.125 % Rexel SA (MTN) 2021/2028	EUR EUR	1000 000 300 000			% %	95.372 105.283	953 720.00 315 849.00	0.31 0.10
7.806 % Rino Mastrotto Group SpA -Reg- (MTN) 2024/2031*	EUR	690 000	690 000		%	99.257	684 873.30	0.22
6.75 % Rossini Sarl -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	281 000	281 000		%	105.944	297702.64	0.10
3.125 % Saipem Finance International BV (MTN) 2021/2028	EUR	600 000			%	100.02	600 120.00	0.19
4.875 % Saipem Finance International BV (MTN) 2024/2030	EUR	659 000	659 000		%	105.712	696 642.08	0.23
 2.375 % Samhallsbyggnadsbolaget i Norden AB 2024/2026 2.25 % Samhallsbyggnadsbolaget i Norden AB 2024/2027 . 	EUR EUR	1 400 000 1 000 000	1400 000 1000 000		% %	90.813 81.538	1 271 382.00 815 380.00	0.41 0.26
7.25 % Sanii/Ikos Financial Holdings 1 Sarl -Reg- (MTN) 2024/2030	EUR	509 000	509 000		%	105.346	536 211.14	0.17
3.375 % Schaeffler AG (MTN) 2020/2028		1000000	00000	400 000	%	98.357	983 570.00	0.32
4.50 % Schaeffler AG (MTN) 2024/2026	EUR	300 000	300 000		%	101.828	305 484.00	0.10
9.50 % SCIL IV LLC Via SCIL USA Holdings LLC -Reg- (MTN) 2023/2028	EUR	970 000			%	107.535	1043 089.50	0.34
2.25 % Seche Environnement SA (MTN) 2021/2028	EUR	1400 000			%	94.04	1316560.00	0.43
9.75 % SIG Plc -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	712 000	712 000		%	101.194	720 501.28	0.23
5.50 % Signa Development Finance SCS -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1200 000			%	16.607	199 284.00	0.06
2.625 % SNF Group SACA -Reg- (MTN) 2020/2029 **		1000 000			%	96.236	962 360.00	0.31
3.125 % SoftBank Group Corp. (MTN) 2017/2025		500 000			%	99.504	497 520.00	0.16
5.00 % SoftBank Group Corp. (MTN) 2018/2028		1500 000			%	102.824	1542 360.00	0.50
5.375 % SoftBank Group Corp. (MTN) 2024/2029		1 033 000 1 000 000	1033 000	500 000	% %	103.766 104.088	1 071 902.78 1 040 880.00	0.35 0.34
7.25 % Stena International SA -Reg- (MTN) 2023/2028	EUK	1000 000		300 000	70	104.000	1040 000.00	0.34
2024/2029 *	EUR	359 000	359 000		%	103.364	371 076.76	0.12
5.75 % Summer BC Holdco B SARL -Reg- (MTN) 2019/2026	EUR	3 000 000	400.00-		%	100.006	3 000 180.00	0.97
10.00 % Summer BidCo BV -Reg- (MTN) 2024/2029		423 235	423 235	994 000	%	102.268	432 833.97 205 015.32	0.14
3.875 % Synthomer Plc-Reg- (MTN) 2020/2025		206 000 500 000	500 000	994 000	% %	99.522 104.381	521 905.00	0.07 0.17
10.00 % Tele Columbus AG -Reg- (MTN) 2018/2029 **		1260 000	1580 864	1820 864	%	83.35	1050 210.00	0.34
6.875 % Telecom Italia SpA (MTN) 2023/2028	EUR	294 000		416 000	%	109.276	321 271.44	0.10
7.875 % Telecom Italia SpA (MTN) 2023/2028		860 000	622 000	342 000	%	113.235	973 821.00	0.32
3.875 % Telefonica Europe BV 2018/perpetual *		1000 000			% %	100.609	1006 090.00	0.33 0.44
7.125 % Telefonica Europe BV 2022/perpetual *	EUR	1 400 000 500 000			%	96.778 110.306	1354 892.00 551 530.00	0.44
6.135 % Telefonica Europe BV 2023/perpetual *	EUR	1300 000	500 000		%	108.1	1405 300.00	0.46
5.752 % Telefonica Europe BV 2024/perpetual *		1400 000	1400 000		%	107.146	1500 044.00	0.49
3.50 % Telenet Finance Luxembourg Notes Sarl -Reg-	FUS	F00 000		F00 000	0.0	00.400	4070400-	0.40
2017/2028	EUR EUR	500 000 1 470 000		500 000	% %	99.468 99.196	497 340.00 1 458 181.20	0.16 0.47
4.875 % TenneT Holding BV 2024/perpetual *		270 000	270 000		%	103.941	280 640.70	0.47
5.875 % Tereos Finance Groupe I SA -Reg- (MTN) 2024/2030 **		650 000	650 000		%	102.709	667 608.50	0.22
1.875 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV 2015/2027		1390 000	550 000		%	96.943	1347 507.70	0.44
4.50 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV (MTN) 2018/2025				E00.000				
3.75 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV		1000 000		500 000	%	100.131	1001310.00	0.33
(MTN) 2021/2027 4.375 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV		2 000 000		1000000	%	100.844	2 016 880.00	0.65
(MTN) 2021/2030	EUR	1500 000			%	102.518	1537770.00	0.50

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the repo	Sales/ disposals orting period		Market price	Total market value in EUR	% of net assets
7.375 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV								
(MTN) 2023/2029	EUR	1170000			%	115.286	1348 846.20	0.44
5.875 % TULAG -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	500 000	500 000		%	104.994	524 970.00	0.17
6.50 % TUI Cruises GmbH (MTN) 2021/2026	EUR	357 498		1542502	%	100.949	360 890.25	0.12
2.50 % UGI International LLC -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	1500 000		500 000	%	93.074	1 396 110.00	0.45
7.50 % UniCredit SpA 2019/perpetual *	EUR	500 000			%	104.731	523 655.00	0.17
2.731 % UniCredit SpA 2020/2032 *	EUR	1560 000			%	98.178	1531576.80	0.50
4.00 % United Group BV -Reg- (MTN) 2020/2027	EUR	1300 000			% %	99.157	1289 041.00	0.42
5.25 % United Group BV (MTN) 2022/2030	EUR EUR	850 000	904 000		% %	99.499 102.049	845741.50 922 522.96	0.27 0.30
3.875 % UPC Holding BV -Reg- 2017/2029	EUR	904 000 600 000	904 000		%	97.61	585 660.00	0.30
3.625 % UPCB Finance VII Ltd -Reg- 2017/2029	EUR	500 000			%	99.422	497 110.00	0.16
6.875 % Upfield BV -Reg- (MTN) 2024/2029	EUR	760 000	760 000		%	104.611	795 043.60	0.26
5.375 % Valeo SE (MTN) 2022/2027	EUR	1400 000			%	104.194	1458716.00	0.47
4.50 % Valeo SE (MTN) 2024/2030	EUR	1300 000	1300 000		%	99.985	1299805.00	0.42
2.50 % Veolia Environnement SA 2020/perpetual *	EUR	1000000			%	93.656	936 560.00	0.30
5.993 % Veolia Environnement SA 2023/perpetual *	EUR	500 000			%	107.116	535 580.00	0.17
3.875 % Verisure Holding AB -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	500 000			%	99.818	499 090.00	0.16
3.25 % Verisure Holding AB -Reg- (MTN) 2021/2027	EUR	1000000			%	98.805	988 050.00	0.32
5.25 % Verisure Midholding AB -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	2 500 000			%	100.292	2 507 300.00	0.81
5.625 % Vmed O2 UK Financing I Plc -Reg- (MTN) 2024/2032	EUR	500 000	500 000		%	101.921	509 605.00	0.17
4.20 % Vodafone Group Pic 2018/2078 *	EUR	1000000			%	102.07	1020700.00	0.33
3.00 % Vodafone Group Plc 2020/2080 *	EUR EUR	1500 000 1000 000		330 000	% %	94.584 92.959	1418760.00	0.46 0.30
3.50 % VZ Secured Financing BV -Reg- (MTN) 2022/2032	EUR	2 050 000		330 000	% %	91.883	929 590.00 1883 601.50	0.30
3.875 % Webuild SpA 2022/2026	EUR	383 000		617 000	%	100.449	384719.67	0.12
7.00 % Webuild SpA (MTN) 2023/2028	EUR	900 000		01/ 000	%	110.548	994 932.00	0.32
4.875 % Webuild SpA (MTN) 2024/2030	EUR	774 000	774 000		%	103.65	802 251.00	0.26
5.625 % WEPA Hygieneprodukte GmbH -Reg- (MTN)	LUK	774000	774000		70	103.03	002 201.00	0.20
2024/2031	EUR	1100 000	1100 000		%	104.183	1146 013.00	0.37
3.00 % Wintershall Dea Finance 2 BV 2021/perpetual *	EUR	2 000 000		1000000	%	93.077	1861540.00	0.60
5.50 % Wp/ap Telecom Holdings III BV -Reg- (MTN)								
2021/2030	EUR	1500 000			%	99.713	1495695.00	0.49
2.00 % ZF Europe Finance BV (MTN) 2019/2026	EUR	300 000	300 000		%	97.602	292 806.00	0.10
2.50 % ZF Europe Finance BV (MTN) 2019/2027	EUR	1000000			%	94.276	942 760.00	0.31
3.00 % ZF Europe Finance BV (MTN) 2019/2029	EUR	500 000		2 500 000	%	89.988	449 940.00	0.15
3.00 % ZF Finance GmbH (MTN) 2020/2025	EUR	800 000			%	99.363	794 904.00	0.26
3.75 % ZF Finance GmbH (MTN) 2020/2028	EUR	1 200 000		300 000	%	95.245	1142 940.00	0.37
2.25 % ZF Finance GmbH (MTN) 2021/2028	EUR	800 000		500 000	%	91.741	733 928.00	0.24
5.75 % ZF Finance GmbH (MTN) 2023/2026	EUR	500 000		F00.000	%	101.991	509 955.00	0.17
3.375 % Ziggo Bond Co., BV -Reg- (MTN) 2020/2030	EUR	500 000		500 000	% %	91.221	456 105.00	0.15
 4.00 % B&M European Value Retail SA (MTN) 2021/2028 8.125 % B&M European Value Retail SA (MTN) 2023/2030 	GBP GBP	340 000 410 000			%	93.966 106.836	385 466.02	0.13 0.17
7.594 % Bank of Ireland Group Pic (MTN) 2022/2032 *	GBP	680 000			%	104.25	528 491.39 855 305.81	0.17
7.125 % Barclays Pic 2019/perpetual *	GBP	300 000			%	100.194	362 659.80	0.12
8.875 % Barclays Pic 2022/perpetual *	GBP	400 000	400 000		%	104.237	503 058.32	0.16
6.00 % Electricite de France SA (MTN) 2013/perpetual *	GBP	2 300 000			%	99.816	2769 902.24	0.90
8.50 % GTCR W Dutch Finance Sub BV -Reg- (MTN)								
2023/2031	GBP	450 000			%	107.08	581 376.29	0.19
8.625 % Johnston Press Bond Plc -Reg- (MTN) 2014/2019	GBP	1 559 312			%	0	1.88	0.00
8.50 % Lloyds Banking Group Plc 2022/perpetual *	GBP	780 000			%	103.583	974 809.00	0.32
3.625 % Pinewood Finco Plc -Reg- (MTN) 2021/2027	GBP	940 000			%	94.988	1 077 291.02	0.35
4.25 % Virgin Media Secured Finance Plc -Reg- 2019/2030 .	GBP	1000000			%	88.093	1062864.36	0.34
4.875 % Vodafone Group Plc 2018/2078 *	GBP	1000 000			%	99.367	1198 888.02	0.39
3.20 % Allianz SE -Reg- 2021/perpetual *	USD	600 000	200 000		%	86.821	500 625.51	0.16
8.00 % Banco Santander SA 2024/perpetual *	USD	200 000	200 000		%	103.743	199 400.27	0.06
9.25 % BNP Paribas SA -Reg- 2022/perpetual *	USD	800 000			%	106.933	822 126.57	0.27
4.00 % HSBC Holdings Plc 2021/perpetual *	USD	620 000	384 000		% %	97.569	581 353.76	0.19 0.12
5.75 % ING Groep NV 2019/perpetual *	USD	384 000 2 000 000	304 000		% %	99.72 98.998	368 002.22 1902 800.96	0.12
3.75 % Nordea Bank Abp -Reg- 2021/perpetual * **	USD	430 000			%	86.638	358 025.38	0.62
0.01 % Nyrstar Holdings, Inc. (MTN) 2019/2026	USD	956 317		88 178	%	88.384	812 292.69	0.12
8.50 % Phoenix Group Holdings Plc 2024/perpetual *	USD	1000 000	1599 000	599 000	%	103.614	995761.62	0.32
5.125 % Skandinaviska Enskilda Banken AB 2019/perpetual *	USD	2 000 000			%	99.471	1 911 892.30	0.62
10.00 % Société Générale SA -Reg- 2023/perpetual *	USD	580 000			%	106.789	595 239.11	0.19
7.625 % Swedbank AB 2023/perpetual * **	USD	400 000			%	102.762	395 029.46	0.13
Securities admitted to or included in organized markets							1384 509.67	0.45
Equities New Topco Shares	Count	3 360			EUR	0	0.34	0.00
Interest-bearing securities		_ 000			-215	-	5.57	2.00
0.75 % Samhallsbyggnadsbolaget i Norden AB 2024/2028	EUR	1100 000	1100 000		%	70.929	780 219.00	0.25
8.625 % Zegona Finance Plc -144A- (MTN) 2024/2029	USD	591 000	591 000		%	106.395	604 290.33	0.20
Total securities portfolio							297 727 756.84	96.61
rotal securities portiono							23/ /2/ /30.04	96

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

(2025年7月31日現在)

Ι	資産総額	1, 974, 834, 080円
Π	負債総額	3, 475, 482円
Ш	純資産総額 (I – II)	1, 971, 358, 598円
IV	発行済数量	4, 551, 993, 806 □
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0. 4331円

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

(2025年7月31日現在)

I	資産総額	10, 339, 826, 697円
Π	負債総額	39, 153, 752円
Ш	純資産総額 (I – II)	10, 300, 672, 945円
IV	発行済数量	19, 057, 398, 994 □
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0. 5405円

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

(2025年7月31日現在)

Ι	資産総額	373, 065, 459円
П	負債総額	—円
Ш	純資産総額 (I – II)	373, 065, 459円
IV	発行済数量	372, 344, 271 □
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 0019円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

〇受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年7月末日現在)

資本金の額1 億円会社が発行する株式の総数2,600,000 株発行済株式の総数1,132,101 株最近 5 年間における主な資本金の額の増減あり

年月日	変更後(変更前)
2022年11月30日	60 億 284 千円(10 億円)
2023年3月14日	1 億円(60 億 284 千円)

(2) 委託会社の機構(2025年7月末日現在)

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守 状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は 会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	148	13, 648
追加型公社債投資信託	1	3, 541
単位型株式投資信託	37	506
単位型公社債投資信託	3	67
合計	189	17, 764

[※]純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)により作成しております。 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

東陽監査法人東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子

指 定 社 員 公認会計士 松本 直也 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I 岡三アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 61 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は 集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると 判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。以上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13, 382, 655	14, 765, 684
有価証券	99, 210	73, 110
未収委託者報酬	1, 705, 907	2, 072, 469
未収運用受託報酬	78, 429	15, 446
未収投資助言報酬	11, 959	11,876
前払費用	115, 978	153, 984
未収収益	13, 481	30, 236
その他の流動資産	6, 841	12, 726
流動資産合計	15, 414, 463	17, 135, 533
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 172, 509	※ 160, 120
器具備品	* 14, 591	※ 13,847
有形固定資産合計	187, 100	173, 967
無形固定資産		
ソフトウェア	21, 685	12, 536
電話加入権	2, 122	2, 122
無形固定資産合計	23, 807	14, 659
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 205, 407	1, 230, 152
長期差入保証金	252, 250	252, 245
前払年金費用	61, 691	83, 267
その他	480	480
投資その他の資産合計	1, 519, 829	1, 566, 145
固定資産合計	1, 730, 737	1, 754, 772
資産合計	17, 145, 200	18, 890, 306
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	前事業年度	当事業年度	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)	
負債の部			
流動負債			
預り金	31, 333	28, 552	
未払金	991, 947	1, 179, 35	
未払償還金	5, 001	5, 00	
未払手数料	925, 698	1, 163, 52	
その他未払金	61, 247	10, 83	
未払費用	234, 454	237, 47	
未払法人税等	322, 685	452, 665	
未払消費税等	88, 053	134, 26	
未払配当金	_	200, 00	
賞与引当金	<u> </u>	90, 00	
流動負債合計	1, 668, 473	2, 322, 31	
固定負債			
退職給付引当金	278, 570	228, 72	
役員退職慰労引当金	7, 490	9, 36	
資産除去債務	94, 372	95, 34	
繰延税金負債	72, 083	114, 86	
固定負債合計	452, 516	448, 29	
負債合計	2, 120, 990	2,770,60	
純資産の部			
株主資本			
資本金	100,000	100, 00	
資本剰余金			
その他資本剰余金	11, 467, 068	11, 467, 06	
資本剰余金合計	11, 467, 068	11, 467, 06	
利益剰余金			
利益準備金	179, 830	179, 83	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	2, 922, 414	3, 960, 94	
利益剰余金合計	3, 102, 244	4, 140, 77	
株主資本合計	14, 669, 312	15, 707, 84	
評価・換算差額等	<u> </u>	· · · · · ·	
その他有価証券評価差額金	354, 897	411, 85	
評価・換算差額等合計	354, 897	411, 85	
純資産合計	15, 024, 210	16, 119, 69	
負債・純資産合計	17, 145, 200	18, 890, 300	

(2)【損益計算書】

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 営業収益 委託者報酬 10, 123, 506 13, 077, 482 運用受託報酬 108,885 37, 259 投資助言報酬 27,675 27, 565 その他営業収益 11, 259 14, 575 営業収益合計 10, 271, 327 13, 156, 882 営業費用 支払手数料 4,867,961 7,012,057 広告宣伝費 121,082 132,774 公告費 15 15 受益権管理費 16, 417 15,855 調査費 1,837,996 1,588,269 調査費 236, 964 253, 114 委託調査費 1,601,031 1, 335, 154 297, 339 委託計算費 273, 203 営業雑経費 311, 294 353, 192 通信費 65, 742 64, 085 印刷費 158,663 167, 468 諸経費 66,665 57,894 協会費 5, 247 5, 753 諸会費 4,976 5,090 業務委託費 10,000 52, 899 営業費用合計 7, 427, 972 9, 399, 503 一般管理費 給料 1, 226, 095 1, 159, 164 役員報酬 73, 162 76, 130 給料·手当 1, 103, 991 1,079,034 賞与 48,940 4,000 交際費 754 1,852 寄付金 21, 265 22,830 旅費交通費 10,992 14,822 租税公課 7,716 15,014 不動産賃借料 259, 582 253, 559 賞与引当金繰入 90,000 退職給付費用 32, 395 9,770 役員退職慰労引当金繰入 1,870 1,870 固定資產減価償却費 28, 769 25, 220 諸経費 333, 346 355, 125 一般管理費合計 1,922,788 1, 949, 229 営業利益 920, 566 1, 808, 149

		前事業年度		当事業年度
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		18, 926		44, 774
受取利息		93		13, 725
有価証券利息		_		4,822
受取補償金		0		_
雑益		5, 602		5, 531
営業外収益合計		24, 623		68, 853
営業外費用				
固定資産除却損		0		0
為替差損		60		9
支払補償費		0		_
雑損		463		0
営業外費用合計		523		9
経常利益		944, 665		1, 876, 993
特別利益				
投資有価証券売却益		17, 222		2, 082
投資有価証券償還益		173		17, 403
為替差益		_		294
特別利益合計		17, 395		19, 779
特別損失				
有価証券償還損		_		36
投資有価証券売却損		4, 270		6, 588
投資有価証券償還損		_		1,752
投資有価証券評価損		50, 575		_
特別損失合計		54, 845		8, 376
税引前当期純利益		907, 215		1, 888, 396
法人税、住民税及び事業税		368, 346		645, 087
法人税等調整額		△ 51,664		4,776
法人税等合計		316, 682		649, 863
当期純利益		590, 533		1, 238, 532

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	(=							<u> 半位 . 1 円 / </u>		
	株主資本							評価・換	算差額等	
	次十厶	資本剰	l余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差	純資産 合計
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			額等合 計	11 11
当期首残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 331, 880	2, 511, 710	14, 078, 778	155, 899	155, 899	14, 234, 677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期紅利益					590, 533	590, 533	590, 533			590, 533
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								198, 998	198, 998	198, 998
当期変動額合計	_	_	-	_	590, 533	590, 533	590, 533	198, 998	198, 998	789, 532
当期末残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 922, 414	3, 102, 244	14, 669, 312	354, 897	354, 897	15, 024, 210

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

				株主資本				評価・換	算差額等	
		資本剰	余金		利益剰余金			その他有	評価・	純資産
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	価差額金	換算差 額等合 計	合計
当期首残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 922, 414	3, 102, 244	14, 669, 312	354, 897	354, 897	15, 024, 210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200, 000	△200, 000			△200, 000
当期紅利益					1, 238, 532	1, 238, 532	1, 238, 532			1, 238, 532
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								56, 955	56, 955	56, 955
当期変動額合計	-	_	-	-	1, 038, 532	1, 038, 532	1, 038, 532	56, 955	56, 955	1, 095, 488
当期末残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	3, 960, 947	4, 140, 777	15, 707, 845	411, 853	411, 853	16, 119, 698

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により 算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資產

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15~18 年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法により償却しております。

- 4. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上して おります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々

認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を 日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが 確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を 日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員 会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、 当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組 替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた 76,665 千円は、「業務 委託費」10,000 千円、「諸経費」66,665 千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

1770 - 233 - 231 - 231 - 231		
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
建物	86, 481 千円	98,870 千円
器具備品	130, 930 "	129, 597 "
計	217, 412 "	228, 468 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400			577, 400
A 種優先株式(株)	554, 701	_	_	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	_		_	_
A 種優先株式(株)	_	_	_	_
合計	1, 132, 101		_	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400		_	577, 400
A 種優先株式(株)	554, 701		_	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	_		_	_
A 種優先株式(株)			_	_
合計	1, 132, 101		_	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 23 日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

(リース取引関係)

- 1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
- 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1年以内	252, 205	252, 205
1 年超	441, 359	189, 153
合計	693, 564	441, 359

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおりま す。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティ ブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引 を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証 券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスク やマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社(委託者)が得られる 報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信 用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金(未払手数料)、未払法人税等であります。未払金(未払手数料)は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約 取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

			(112.114)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 089, 716	1, 089, 716	_
(2) 長期差入保証金	252, 250	221, 769	△ 30, 480

- ※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を 時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。
- ※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

			(1 1 1 1 1 1 7)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 114, 461	1, 114, 461	_
(2) 長期差入保証金	252, 245	204, 580	\triangle 47, 664

- ※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を 時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。
- ※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	(—III · I I I)
	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539, 556	550, 160	_	1, 089, 716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(1 1 1 1 4 /	
	時価				
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
長期差入保証金	_	221, 769	_	221, 769	

当事業年度(2025年3月31日)

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673, 118	441, 343	_	1, 114, 461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(井原・111)	
	時価				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
長期差入保証金	_	204, 580	_	204, 580	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。 非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物 のレベルに基づきレベル2に分類しております。 長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	5 年超	10 年超
		5 年以内	10 年以内	
現金及び預金	13, 382, 655			
未収委託者報酬	1, 705, 907			
未収運用受託報酬	78, 429			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	99, 210	189, 142	74, 213	194, 400
長期差入保証金	_	_	_	252, 250
合計	15, 266, 202	189, 142	74, 213	446, 650

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超	5 年超	10 年超
		5 年以内	10 年以内	
現金及び預金	14, 765, 684	_		_
未収委託者報酬	2, 072, 469			
未収運用受託報酬	15, 446			
未収投資助言報酬	11, 876			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	73, 110	122, 598	78, 180	171, 848
長期差入保証金	_	_	_	252, 245
合計	16, 938, 586	122, 598	78, 180	424, 093

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えるもの	(1) 株式	539, 556	81, 949	457, 606
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	_
	(3) その他	531, 900	442,000	89, 900
小計		1, 071, 456	523, 949	547, 506
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えないもの	(1) 株式	_	_	_
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	
	(3) その他	117, 470	122, 402	△4 , 932
小計		117, 470	122, 402	△4 , 932
合計		1, 188, 926	646, 352	542, 474

⁽注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

				(+12-111
区分	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えるもの	(1) 株式	673, 118	81,624	591, 493
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	_
	(3) その他	381, 166	322, 000	59, 166
小計		1, 054, 284	403, 624	650, 660
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えないもの	(1) 株式	_	_	_
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他		_	_
	(3) その他	133, 287	146, 407	△13, 120
小計		133, 287	146, 407	△13, 120
合計		1, 187, 571	550, 032	637, 539

(注)市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。 ((金融商品関係)2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

			(11211111
種類	売却額	売却益の	売却損の
		合計額	合計額
(1) 株式	_	_	_
(2)債券			
①国債・地方債等	_	_	_
②社債			_
③その他			_
(3) その他	246, 952	17, 222	4, 270
合計	246, 952	17, 222	4, 270

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1)株式 (2)債券	_		_
①国債・地方債等		_	_
②社債	_	_	_
③その他	_	_	_
(3) その他	558, 081	2, 082	6, 588
合計	558, 081	2, 082	6, 588

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当事業年度における減損処理額は、50,575千円(うち、その他50,575千円)であります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度(証券総合型DC岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	514, 185	461, 310
勤務費用	42, 791	34, 013
利息費用	2,056	3, 413
数理計算上の差異の発生額	△48, 700	$\triangle 17, 114$
退職給付の支払額	$\triangle 49,654$	$\triangle 102,581$
その他	630	
退職給付債務の期末残高	461, 310	379, 042

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	341, 266	368, 298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29, 842	△15, 099
事業主からの拠出額	15, 123	13, 649
退職給付の支払額	△19, 641	△45, 026
年金資産の期末残高	368, 298	323, 663

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	222, 295	181, 430
年金資産	△368, 298	△323, 663
	△146, 002	△142, 232
非積立型制度の退職給付債務	239, 014	197, 611
未積立退職給付債務	93, 012	55, 379
未認識数理計算上の差異	123, 866	90, 076
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216, 878	145, 455
退職給付引当金	278, 570	228, 723
前払年金費用	△61, 691	△83, 267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216, 878	145, 455

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(十一下・111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	42, 791	34, 013
利息費用	2,056	3, 413
期待運用収益	$\triangle 1,706$	△1,841
数理計算上の差異の費用処理額	△21, 994	△35, 804
確定給付制度に係る退職給付費用	21, 147	△218

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度	
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
株式	44.0%	43.1%	
一般勘定	19.7%	20.7%	
債券	22.1%	21.5%	
その他	14. 2%	14.7%	
合計	100.0%	100.0%	

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,397千円、当事業年度11,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	96, 357	81,036
役員退職慰労引当金	2, 590	3, 316
賞与引当金	_	31, 131
未払金 (賞与)	15, 565	_
その他有価証券評価差額金	1, 706	4,648
投資有価証券評価損	20, 505	11, 790
資産除去債務	32, 643	33, 780
未払事業税	29, 366	41, 892
その他	8, 548	11, 144
繰延税金資産小計	207, 283	218, 739
評価性引当額	△ 38, 409	△ 40, 209
繰延税金資産の合計	168, 874	178, 529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 189, 382	△ 230, 334
未収配当金	△ 4, 179	\triangle 7, 494
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,057	△ 26,068
前払年金費用	△ 21, 339	△29, 501
繰延税金負債の合計	△ 240, 958	△ 293, 399
繰延税金資産(負債)の純額	△ 72,083	△ 114, 869

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 4,348 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 5,161 千円、法人税等調整額が 812 千円、それぞれ減少しております。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要 本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	93, 410	94, 372
有形固定資産の取得に伴う増加額	_	_
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	<u> </u>	<u> </u>
期末残高	94, 372	95, 344

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

	(単位:千円)
委託者報酬	10, 123, 506
運用受託報酬	108, 885
投資助言報酬	27, 675
その他営業収益	11, 259
合計	10, 271, 327

当事業年度

	(単位:千円)
委託者報酬	13, 077, 482
運用受託報酬	37, 259
投資助言報酬	27, 565
その他営業収益	14, 575
合計	13, 156, 882

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	(単位:千円)
未収委託者報酬	1, 705, 907
未収運用受託報酬	78, 429
未収投資助言報酬	11, 959
合計	1, 796, 295
当事業年度	
	(単位:千円)
未収委託者報酬	2, 072, 469

(セグメント情報等)

合計

未収運用受託報酬

未収投資助言報酬

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

15, 446

11, 876 2, 099, 792

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

- (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略して おります。
- (3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4)報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項) 前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載 を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

White the state of										
種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5, 000, 000	証券業	-	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	3, 113, 287	未払 手数 料	630, 717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5, 000, 000	証券業	_	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	4, 281, 619	未払 手数 料	813, 246

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(非上場)
- SBIFS合同会社(非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1株当たり純資産額	13, 271 円 09 銭	14, 238 円 74 銭
1株当たり当期純利益金額	521 円 63 銭	1,094円01銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 2.1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
 - 3.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	<u> </u>	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益金額	590,533 千円	1,238,532 千円
普通株主に帰属しない金額	_	_
普通株式に係る当期純利益	590, 533 千円	1, 238, 532 千円
普通株式の期中平均株式数	1, 132, 101 株	1, 132, 101 株

4.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
純資産の部の合計額	15,024,210 千円	16, 119, 698 千円
純資産の部から控除する合計額	_	_
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210 千円	16, 119, 698 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた		
期末の普通株式の数	1, 132, 101 株	1, 132, 101 株
(うちA種優先株式)	(554,701 株)	(554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の 算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

2022 年 11 月 30 日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行 取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023 年 7 月 1 日付で、商号の変更(新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社)に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約 款

追加型証券投資信託

欧州ハイ・イールド債券オープン (毎月決算型) 円コース

約款

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債(「ハイ・イールド債券」といいます。)等およびわが国の公社債、短期金融商品へ投資を行います。
- ② ハイ・イールド債券等に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。 なお、投資する投資信託証券は見直される場合があり、この場合、組入れている投資信託証券が変更される場合があります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月 18 日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益 のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、 三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、2011年1月28日から2031年1月17日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる 場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われま す。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生 じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割 します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口 数を乗じた額とします。 ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団 法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財 産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、取得申込日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除く営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料(無手数料を含みます。以下、この項において同じ。)および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権 証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を 除きます。)
 - 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先 取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 第1項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ホ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第26条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第26条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 <削除>

(外国為替予約取引の指図および目的)

第21条 <削除>

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 22 条 <削除>

(信託業務の委託等)

- 第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係 人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に 適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の 法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、 売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい て発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品 取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵 寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保すること があります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の 売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再 投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等 の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日から その翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に

帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 19 日から翌月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 23 年 2 月 18 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

- 第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第31条に規定する計算期間を通じて 毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了 のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額ととも に投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信 託財産の純資産総額に年10,000分の93の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第35条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマネー・リクイディティ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。)の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行 われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取

得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、 委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第38条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払い を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第37条第3項に規定する支払 開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた 金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

- 第 39 条 受益者は、一部解約の実行の請求日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業 日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定 する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額 に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指 定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および 取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得な い事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受 付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以

前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日(ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
 - ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投

資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者また は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、また は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任しま す。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものと します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投 資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」を いいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方 法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が 投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該 受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい て、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取 請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うこと はできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

- 第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この 投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託期間の延長)

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を 電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の 交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 23 年 1 月 28 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目2番1号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 約款に規定する「別に定める投資信託証券」とは、下記のものをいいます。なお、「別に定める投資信託証券」は今後、追加・変更が行われることがあります。

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド (円) (ユーロ建て資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。)
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

(平成30年4月14日現在)

追加型証券投資信託

欧州ハイ・イールド債券オープン (毎月決算型) ユーロコース

約款

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債(「ハイ・イールド債券」といいます。)等およびわが国の公社債、短期金融商品へ投資を行います。
- ② ハイ・イールド債券等に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。 なお、投資する投資信託証券は見直される場合があり、この場合、組入れている投資信託証券が変更される場合があります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月 18 日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益 のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、 三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、2011年1月28日から2031年1月17日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる 場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われま す。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生 じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割 します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口 数を乗じた額とします。 ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団 法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財 産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、取得申込日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除く営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料(無手数料を含みます。以下、この項において同じ。)および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権 証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を 除きます。)
 - 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先 取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運 用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 第1項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ホ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第26条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第26条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 <削除>

(外国為替予約取引の指図および目的)

第21条 <削除>

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 22 条 <削除>

(信託業務の委託等)

- 第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係 人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に 適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の 法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、 売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい て発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品 取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵 寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保すること があります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の 売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再 投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等 の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日から その翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に

帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 19 日から翌月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 23 年 2 月 18 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

- 第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第31条に規定する計算期間を通じて 毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了 のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額ととも に投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信 託財産の純資産総額に年10,000分の93の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第35条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマネー・リクイディティ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。)の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行 われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取

得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、 委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第38条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払い を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第37条第3項に規定する支払 開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた 金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

- 第 39 条 受益者は、一部解約の実行の請求日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業 日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定 する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額 に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指 定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および 取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得な い事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受 付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以

前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日(ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
 - ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投

資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者また は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、また は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任しま す。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものと します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投 資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」を いいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方 法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が 投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該 受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい て、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取 請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うこと はできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

- 第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この 投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託期間の延長)

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を 電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の 交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 23 年 1 月 28 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目2番1号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 約款に規定する「別に定める投資信託証券」とは、下記のものをいいます。なお、「別に定める投資信託証券」は今後、追加・変更が行われることがあります。

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド (ユーロ) (ユーロ建て資産については、為替ヘッジを行いません。)
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

(平成30年4月14日現在)

マネー・リクイディティ・マザーファンド

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを 目的として安定運用を行います。
- ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2 格相当) 以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資 することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。